

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7632294号
(P7632294)

(45)発行日 令和7年2月19日(2025.2.19)

(24)登録日 令和7年2月10日(2025.2.10)

(51)国際特許分類		F I			
H 0 4 L	9/32 (2006.01)	H 0 4 L	9/32	2 0 0 B	
G 0 6 F	21/32 (2013.01)	G 0 6 F	21/32		
G 0 6 F	21/64 (2013.01)	G 0 6 F	21/64		
G 0 6 T	7/00 (2017.01)	G 0 6 T	7/00	5 1 0 A	

請求項の数 16 (全46頁)

(21)出願番号	特願2021-552276(P2021-552276)	(73)特許権者	000002185 ソニーグループ株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号
(86)(22)出願日	令和2年9月16日(2020.9.16)	(74)代理人	110003410 弁理士法人テクノピア国際特許事務所
(86)国際出願番号	PCT/JP2020/035057	(74)代理人	100116942 弁理士 岩田 雅信
(87)国際公開番号	WO2021/075198	(74)代理人	100167704 弁理士 中川 裕人
(87)国際公開日	令和3年4月22日(2021.4.22)	(72)発明者	高塚 進 東京都港区港南1丁目7番1号 ソニー株式会社内
審査請求日	令和5年7月24日(2023.7.24)	(72)発明者	鉄川 弘樹 東京都港区港南1丁目7番1号 ソニー株式会社内
(31)優先権主張番号	特願2019-190350(P2019-190350)		
(32)優先日	令和1年10月17日(2019.10.17)		
(33)優先権主張国・地域又は機関	日本国(JP)		

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 情報処理システム、情報処理方法、プログラム、ユーザインタフェース

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイと、前記画素アレイにおける光電変換に基づいて得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部と、前記ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部と、を有するアレイセンサと、

前記撮像画像データと暗号化された前記ハッシュ値を取得する取得部と、

前記取得した暗号化されたハッシュ値の復号化を行う復号化処理部と、

前記取得した撮像画像データからハッシュ値を算出するハッシュ値算出部と、

前記復号化されたハッシュ値と前記算出されたハッシュ値を比較するハッシュ値比較部と、

10

前記ハッシュ値の比較結果に基づいて前記取得した撮像画像データの改竄の有無を判定する改竄判定部と、

前記改竄判定部の判定結果を通知するための出力制御を行う出力制御部と、を備え、

前記出力制御部は、チャット画面を提示する制御を行い、

前記チャット画面においては、チャット参加者が使用する他の撮像装置であって前記アレイセンサを有する撮像装置から出力されたチャット参加者の撮像画像データが表示出力されずに撮像画像データに係る前記改竄判定部の判定結果がチャット参加者ごとに表示出力される

情報処理システム。

20

【請求項 2】

前記取得した撮像画像データに基づいて被写体の生体情報を抽出するための解析を行う生体解析処理部と、

前記生体解析処理部の解析結果に基づいて前記被写体が生体であるか否かを判定する生体判定部と、を備えた

請求項 1 に記載の情報処理システム。

【請求項 3】

前記取得した撮像画像データに含まれる被写体の個体特徴量を解析するための個体解析処理部と、

前記個体解析処理部の解析結果に基づいて前記被写体についての個体認識可否を判定する個体判定部と、を備えた

請求項 1 に記載の情報処理システム。

10

【請求項 4】

前記出力制御部は、前記生体判定部の判定結果を通知するための出力制御を行う

請求項 2 に記載の情報処理システム。

【請求項 5】

前記出力制御部は、前記個体判定部の判定結果を通知するための出力制御を行う

請求項 3 に記載の情報処理システム。

【請求項 6】

撮像装置と情報処理装置とを含んで構成され、

前記撮像装置は、前記アレイセンサを有し、

前記情報処理装置は、前記取得部と、前記復号化処理部と、前記ハッシュ値算出部と、前記ハッシュ値比較部と、前記改竄判定部と、前記出力制御部と、を有する

請求項 1 に記載の情報処理システム。

20

【請求項 7】

前記出力制御部は、前記取得した撮像画像データを表示出力する制御と、前記取得した撮像画像データについての前記改竄判定部の判定結果を表示出力する制御と、を実行する

請求項 6 に記載の情報処理システム。

【請求項 8】

撮像装置と情報処理装置とを含んで構成され、

前記撮像装置は、前記アレイセンサと、前記出力制御部と、を有し、

前記情報処理装置は、認証処理を行う認証処理部と、前記取得部と、前記復号化処理部と、前記ハッシュ値算出部と、前記ハッシュ値比較部と、前記改竄判定部と、を有する

請求項 1 に記載の情報処理システム。

30

【請求項 9】

前記出力制御部は、前記情報処理装置から取得した前記改竄判定部の判定結果を表示出力する制御を行い、

前記認証処理部は、前記改竄判定部の判定結果に基づいて前記認証処理を行う

請求項 8 に記載の情報処理システム。

【請求項 10】

前記情報処理装置は、

前記取得した撮像画像データに基づいて被写体の生体情報を抽出するための解析を行う生体解析処理部と、

前記生体解析処理部の解析結果に基づいて前記被写体が生体であるか否かを判定する生体判定部と、を備え、

前記出力制御部は、前記生体判定部の判定結果を表示出力する制御を行い、

前記認証処理部は、前記生体判定部の判定結果に基づいて前記認証処理を行う

請求項 9 に記載の情報処理システム。

40

【請求項 11】

前記取得した撮像画像データに含まれる被写体の個体特徴量を解析するための個体解析

50

処理部と、

前記個体解析処理部の解析結果に基づいて前記被写体についての個体認識可否を判定する個体判定部と、

前記改竄の有無についての判定結果と前記生体であるか否かについての判定結果と前記個体認識可否についての判定結果に基づいて、前記取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保されていない非担保状態と、前記取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保された状態である第1担保状態と、前記取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保され且つ前記被写体が生体であるとされた状態である第2担保状態と、前記取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保され前記被写体が生体であるとされ且つ前記個体認識が可とされた状態である第3担保状態と、を判定する状態判定部と、を備えた

10

請求項2に記載の情報処理システム。

【請求項12】

前記出力制御部は、前記非担保状態、前記第1担保状態、前記第2担保状態及び前記第3担保状態に応じた表示出力を行う

請求項11に記載の情報処理システム。

【請求項13】

前記生体判定部は、前記解析の結果得られた前記被写体の生体信号の変化の有無を判定することにより生体であるか否かを判定する

請求項2に記載の情報処理システム。

20

【請求項14】

前記撮像画像データにおける被写体は生体情報を抽出不可能な被写体とされた

請求項1に記載の情報処理システム。

【請求項15】

可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイと、光電変換して得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部と、前記ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部と、を有するアレイセンサから、前記撮像画像データと暗号化された前記ハッシュ値を取得する処理と、

前記取得した暗号化されたハッシュ値の復号化を行う処理と、

前記取得した撮像画像データからハッシュ値を算出する処理と、

30

前記復号化されたハッシュ値と前記算出されたハッシュ値を比較する処理と、

前記ハッシュ値の比較結果に基づいて前記取得した撮像画像データの改竄の有無を判定する処理と、

前記改竄の有無の判定結果を通知する処理と、

チャット参加者が使用する他の撮像装置であって前記アレイセンサを有する撮像装置から出力されたチャット参加者の撮像画像データが表示されずに撮像画像データに係る前記改竄の有無の判定結果がチャット参加者ごとに表示されたチャット画面を提示する処理と、を

情報処理装置が実行する情報処理方法。

【請求項16】

40

可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイと、光電変換して得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部と、前記ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部と、を有するアレイセンサから、前記撮像画像データと暗号化された前記ハッシュ値を取得する処理と、

前記取得した暗号化されたハッシュ値の復号化を行う処理と、

前記取得した撮像画像データからハッシュ値を算出する処理と、

前記復号化されたハッシュ値と前記算出されたハッシュ値を比較する処理と、

前記ハッシュ値の比較結果に基づいて前記取得した撮像画像データの改竄の有無を判定する処理と、

前記改竄の有無の判定結果を通知する処理と、

50

チャット参加者が使用する他の撮像装置であって前記アレイセンサを有する撮像装置から出力されたチャット参加者の撮像画像データが表示されずに撮像画像データに係る前記改竄の有無の判定結果がチャット参加者ごとに表示されたチャット画面を提示する処理と、を

情報処理装置に実行させるプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本技術は情報処理システム、情報処理方法、プログラム、ユーザインタフェースに関し、特にデータの改竄の有無を検出する技術に関する。

10

【背景技術】

【0002】

画像処理の技術が発展してきており、その結果、撮像された人物の顔や身体の画像を改竄することにより別人になりすますことが可能になってきている。

また、人工的な人物画像と音声を作成して機械にインタラクティブなコミュニケーションを取らせることにより、通信の相手が機械であることを認識できないまま実在の人物と誤認してコミュニケーションを取ってしまうという問題が発生し得る。

このような問題に対して、例えば下記特許文献1では、撮像画像データについての改竄検知を電子署名情報に基づいて行うことが記載されている。

【先行技術文献】

20

【特許文献】

【0003】

【文献】特開2017-184198号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところで、撮像画像データの改竄を防止するためには、撮像画像データが伝送される伝送路をセキュリティの高いものとするのが考えられるが、全ての伝送路のセキュリティを高めることはコストの面で不利である。

具体的には、イメージセンサからの出力に基づいてハッシュ値を生成するが、ハッシュ値を生成する前の段階でイメージセンサからの出力が漏洩してしまうと撮像画像データが改竄されていないものであることを保証することができない。

30

【0005】

そこで本技術では、コストを増大させることなく撮像画像データが改竄されていないことを保証することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本技術に係る情報処理システムは、可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイと、前記画素アレイにおける光電変換に基づいて得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部と、前記ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部と、を有するアレイセンサと、前記撮像画像データと暗号化された前記ハッシュ値を取得する取得部と、前記取得した暗号化されたハッシュ値の復号化を行う復号化処理部と、前記取得した撮像画像データからハッシュ値を算出するハッシュ値算出部と、前記復号化されたハッシュ値と前記算出されたハッシュ値を比較するハッシュ値比較部と、前記ハッシュ値の比較結果に基づいて前記取得した撮像画像データの改竄の有無を判定する改竄判定部と、を備えたものである。

40

即ち、アレイセンサ内でハッシュ値の生成と暗号化処理が実行される。

【0007】

上記した情報処理システムにおいては、前記取得した撮像画像データに基づいて被写体の生体情報を抽出するための解析を行う生体解析処理部と、前記生体解析処理部の解析結

50

果に基づいて前記被写体が生体であるか否かを判定する生体判定部と、を備えていてもよい。

これにより、被写体が生きているか否かを判定することができる。

【0008】

上記した情報処理システムにおいては、前記取得した撮像画像データに含まれる被写体の個体特徴量を解析するための個体解析処理部と、前記個体解析処理部の解析結果に基づいて前記被写体についての個体認識可否を判定する個体判定部と、を備えていてもよい。

これにより、被写体を個人特定するための情報を得ることができる。

【0009】

上記した情報処理システムにおいては、前記改竄判定部の判定結果を通知するための出力制御を行う出力制御部を備えていてもよい。

10

これにより、ユーザは改竄判定結果を認識することができる。

また、上記した情報処理システムでは、前記撮像画像データにおける被写体は生体情報を抽出不可能な被写体とされてもよい。

【0010】

上記した情報処理システムにおいては、前記生体判定部の判定結果を通知するための出力制御を行う出力制御部を備えていてもよい。

これにより、ユーザは生体判定結果を認識することができる。

【0011】

上記した情報処理システムにおいては、前記個体判定部の判定結果を通知するための出力制御を行う出力制御部を備えていてもよい。

20

これにより、ユーザは個体判定の結果を認識することができる。

【0012】

上記した情報処理システムにおいては、撮像装置と情報処理装置とを含んで構成され、前記撮像装置は、前記アレイセンサを有し、前記情報処理装置は、前記取得部と、前記復号化処理部と、前記ハッシュ値算出部と、前記ハッシュ値比較部と、前記改竄判定部と、前記出力制御部と、を有していてもよい。

例えば、撮像装置と情報処理装置から成る監視カメラシステムなどに適用可能である。

【0013】

上記した情報処理システムにおいては、前記出力制御部は、前記取得した撮像画像データを表示出力する制御と、前記取得した撮像画像データについての前記改竄判定部の判定結果を表示出力する制御と、を実行してもよい。

30

このような情報処理システムとしては、例えば、受信した撮像画像を表示しつつその画像についての改竄の有無を表示するユーザインタフェース制御を行うものが考えられる。

【0014】

上記した情報処理システムにおける前記出力制御部は、前記取得した撮像画像データについての表示出力を行わずに前記改竄判定部の判定結果を表示出力する制御を行ってもよい。

このような情報処理システムとしては、例えば、撮像画像が表示されないようなテキストチャットシステムなどが考えられる。

40

【0015】

上記した情報処理システムにおける前記出力制御部は、チャット画面を提示する制御と、チャット参加者が使用する前記撮像装置から受信した参加者の撮像画像データについての前記改竄判定部の判定結果を前記チャット画面においてチャット参加者ごとに表示出力する制御と、を行ってもよい。

撮像画像が表示されないようなテキストチャットシステムなどにおいて、参加者ごとに信用できるか否かの指標が表示される。

【0016】

上記した情報処理システムにおいては、撮像装置と情報処理装置とを含んで構成され、前記撮像装置は、前記アレイセンサと、前記出力制御部と、を有し、前記情報処理装置は

50

、認証処理を行う認証処理部と、前記取得部と、前記復号化処理部と、前記ハッシュ値算出部と、前記ハッシュ値比較部と、前記改竄判定部と、を有していてもよい。

このような情報処理システムとしては、例えば、撮像画像データを送信した側の情報処理装置（撮像装置）において認証結果等を通知するものが考えられる。

【0017】

上記した情報処理システムにおける前記出力制御部は、前記情報処理装置から取得した前記改竄判定部の判定結果を表示出力する制御を行い、前記認証処理部は、前記改竄判定部の判定結果に基づいて前記認証処理を行ってもよい。

即ち、撮像画像データを送信した装置（撮像装置）において、送信した撮像画像データが改竄されずに受信側装置であるサーバ装置（情報処理装置）まで届いたか否かをユーザが認識することができる。

10

【0018】

上記した情報処理システムにおける前記情報処理装置は、前記取得した撮像画像データに基づいて被写体の生体情報を抽出するための解析を行う生体解析処理部と、前記生体解析処理部の解析結果に基づいて前記被写体が生体であるか否かを判定する生体判定部と、を備え、前記出力制御部は、前記生体判定部の判定結果を表示出力する制御を行い、前記認証処理部は、前記生体判定部の判定結果に基づいて前記認証処理を行ってもよい。

即ち、改竄判定処理だけでなく、受信した撮像画像データから生体情報の抽出を行い、その抽出結果に基づいて被写体が生体であるか否かの判定処理を行う。

【0019】

20

上記した情報処理システムにおいては、前記取得した撮像画像データに含まれる被写体の個体特徴量を解析するための個体解析処理部と、前記個体解析処理部の解析結果に基づいて前記被写体についての個体認識可否を判定する個体判定部と、前記改竄の有無についての判定結果と前記生体であるか否かについての判定結果と前記個体認識可否についての判定結果に基づいて、前記取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保されていない非担保状態と、前記取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保された状態である第1担保状態と、前記取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保され且つ前記被写体が生体であるとされた状態である第2担保状態と、前記取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保され前記被写体が生体であるとされ且つ前記個体認識が可とされた状態である第3担保状態と、を判定する状態判定部と、を備えていてもよい。

30

これにより、セキュリティの保証度合いに応じた処理を行うことが可能とされる。

【0020】

上記した情報処理システムにおいては、前記非担保状態、前記第1担保状態、前記第2担保状態及び前記第3担保状態に応じた表示出力を行う出力制御部を備えていてもよい。

これにより、ユーザは保証度合いを確認することが可能となる。

【0021】

上記した情報処理システムにおける前記生体判定部は、前記解析の結果得られた前記被写体の生体信号の変化の有無を判定することにより生体であるか否かを判定してもよい。

例えば、複数枚の撮像画像データの解析を行うことにより、生体信号の変化を抽出する。

40

【0022】

本技術の情報処理方法は、可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイと、光電変換して得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部と、前記ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部と、を有するアレイセンサから、前記撮像画像データと暗号化された前記ハッシュ値を取得する処理と、前記取得した暗号化されたハッシュ値の復号化を行う処理と、前記取得した撮像画像データからハッシュ値を算出する処理と、前記復号化されたハッシュ値と前記算出されたハッシュ値を比較する処理と、前記ハッシュ値の比較結果に基づいて前記取得した撮像画像データの改竄の有無を判定する処理と、を情報処理装置が実行するものである。

50

【 0 0 2 3 】

本技術のプログラムは、可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイと、光電変換して得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部と、前記ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部と、を有するアレイセンサから、前記撮像画像データと暗号化された前記ハッシュ値を取得する処理と、前記取得した暗号化されたハッシュ値の復号化を行う処理と、前記取得した撮像画像データからハッシュ値を算出する処理と、前記復号化されたハッシュ値と前記算出されたハッシュ値を比較する処理と、前記ハッシュ値の比較結果に基づいて前記取得した撮像画像データの改竄の有無を判定する処理と、を情報処理装置に実行させるものである。

10

これにより、アレイセンサ内でハッシュ値の生成と暗号化処理が実行される。

【 0 0 2 4 】

本技術のユーザインタフェースは、可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイと光電変換して得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部と前記ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部とを有するアレイセンサから取得した暗号化された前記ハッシュ値を復号化して得られるハッシュ値と、前記アレイセンサから取得した撮像画像データから算出したハッシュ値と、の比較結果に基づいて行われる前記撮像画像データの改竄の有無についての判定処理の結果を通知するものである。

【 図面の簡単な説明 】

20

【 0 0 2 5 】

【 図 1 】 第 1 の実施の形態としての情報処理システムの構成例を示した概略説明図である。

【 図 2 】 第 1 の実施の形態としてのユーザ端末の内部構成例を示したブロック図である。

【 図 3 】 第 1 の実施の形態としてのビデオチャットシステムを利用する際の流れを説明するための概略説明図である。

【 図 4 】 第 1 の実施の形態としてのビデオチャットシステムにおける着信画面の例を示す図である。

【 図 5 】 第 1 の実施の形態としてのビデオチャットシステムにおける通話画面の例を示す図である。

【 図 6 】 実施の形態の第 2 保証アイコンの例を示す図である。

30

【 図 7 】 実施の形態の第 3 保証アイコンの例を示す図である。

【 図 8 】 実施の形態の非保証アイコンの例を示す図である。

【 図 9 】 第 1 の実施の形態としてのビデオチャットシステムにおいて送信者側のユーザ端末が実行する処理を示すフローチャートである。

【 図 1 0 】 第 1 の実施の形態としてのビデオチャットシステムにおいて受信者側のユーザ端末が実行する処理を示すフローチャートである。

【 図 1 1 】 第 2 の実施の形態としてのユーザ端末の内部構成例を示したブロック図である。

【 図 1 2 】 光電乱数に基づき暗号化フィルタ(暗号鍵)を生成する手法の例を示した図である。

【 図 1 3 】 第 2 の実施の形態における振幅制御による読み出し信号の暗号化を説明するためのイメージ図である。

40

【 図 1 4 】 第 2 の実施の形態としてのビデオチャットシステムにおいて送信者側のユーザ端末が実行する処理を示すフローチャートである。

【 図 1 5 】 第 2 の実施の形態における撮像画像データの暗号化処理についてのフローチャートである。

【 図 1 6 】 第 2 の実施の形態としてのビデオチャットシステムにおいて受信者側のユーザ端末が実行する処理を示すフローチャートである。

【 図 1 7 】 第 3 の実施の形態としてのビデオチャットシステムにおいて受信側のユーザ端末が実行する処理を示すフローチャートである。

【 図 1 8 】 第 3 の実施の形態としてのビデオチャットシステムにおいて受信側のユーザ端

50

末が実行する処理を示すフローチャートである。

【図 19】第 3 の実施の形態の応用例を示す図でありテキストチャット画面の一例を示す図である。

【図 20】第 4 の実施の形態における情報処理システムの構成例を示した概略説明図である。

【図 21】第 4 の実施の形態におけるユーザ端末の内部構成例を示したブロック図である。

【図 22】第 4 の実施の形態におけるサーバ装置の内部構成例を示したブロック図である。

【図 23】第 4 の実施の形態としての情報処理システムにおけるログイン画面の例を示す図である。

【図 24】第 4 の実施の形態としての情報処理システムにおいてユーザ端末が実行する処理を示すフローチャートである。

10

【図 25】第 4 の実施の形態としての情報処理システムにおいてサーバ装置が実行する処理を示すフローチャートである。

【図 26】第 4 の実施の形態としての情報処理システムにおけるサインアップ画面の一例である。

【図 27】変形例としての情報処理システムにおいてユーザ端末が実行する処理を示すフローチャートである。

【図 28】オークションサイトにおいて改竄されていない画像が表示されていることを示す図である。

【図 29】宿泊検索サイトにおいて改竄されていない画像が表示されていることを示す図である。

20

【発明を実施するための形態】

【0026】

以下、実施の形態を次の順序で説明する。

< 1 . 第 1 の実施の形態 >

< 1 - 1 . システム構成 >

< 1 - 2 . ユーザ端末の構成 >

< 1 - 3 . 全体の流れ >

< 1 - 4 . 送信側の処理 >

< 1 - 5 . 受信側の処理 >

30

< 2 . 第 2 の実施の形態 >

< 2 - 1 . システム構成 >

< 2 - 2 . 暗号化対象の信号について >

< 2 - 3 . 送信側の処理 >

< 2 - 4 . 受信側の処理 >

< 3 . 第 3 の実施の形態 >

< 3 - 1 . 送信側の処理 >

< 3 - 2 . 受信側の処理 >

< 3 - 3 . 適用例 >

< 4 . 第 4 の実施の形態 >

40

< 4 - 1 . システム構成 >

< 4 - 2 . ログイン画面 >

< 4 - 3 . ユーザ端末の処理 >

< 4 - 4 . サーバ装置の処理 >

< 5 . 変形例 >

< 6 . まとめ >

< 7 . 本技術 >

【0027】

< 1 . 第 1 の実施の形態 >

< 1 - 1 . システム構成 >

50

図 1 は、第 1 の実施の形態における情報処理システム 1 の概略構成例を示したブロック図である。

なお、第 1 の実施の形態においては、ビデオチャットシステムとしての情報処理システム 1 を例示する。

【 0 0 2 8 】

情報処理システム 1 は、ユーザがビデオチャットシステムを利用するために使用するユーザ端末 2 と、ネットワーク 3 と、サーバ装置 4 とを備えている。

ユーザ端末 2 は、本技術に係る撮像装置であり且つ情報処理装置でもある。具体的には、ユーザ端末 2 は、イメージセンサによる撮像を行ってデジタルデータとしての画像データ（撮像画像データ）を得る撮像装置の一形態とされる。また、ユーザ端末 2 は、ネットワーク 3 を介して他のユーザ端末 2 から取得した撮像画像データが改竄されていないことを証明するための処理を実行する情報処理装置の一形態とされる。

10

【 0 0 2 9 】

以降の説明においては、イメージセンサによる撮像を行い撮像画像データを送信する側のユーザ端末 2 をユーザ端末 2 A と記載する。また、ユーザ端末 2 A から撮像画像データを受信する側のユーザ端末 2 をユーザ端末 2 B と記載する。

なお、ビデオチャットシステムとしての情報処理システム 1 においては、撮像した撮像画像データの送受信は双方向で行われる。従って、一台のユーザ端末 2 はユーザ端末 2 A として捉えることもユーザ端末 2 B として捉えることも可能である。

【 0 0 3 0 】

本実施の形態では、電子署名の対象データは、このユーザ端末 2 A による撮像画像データとされる。

20

【 0 0 3 1 】

ユーザ端末 2 A は、ユーザ端末 2 B に対して撮像画像データを送信するにあたり、電子署名用の秘密鍵、及び該秘密鍵に基づく公開鍵を生成すると共に、送信対象の撮像画像データについてのハッシュ値を計算し、該ハッシュ値を秘密鍵により暗号化する。そして、ユーザ端末 2 A は、該暗号化したハッシュ値と、送信対象の撮像画像データと、公開鍵とをユーザ端末 2 B に送信する。

ユーザ端末 2 B は、ユーザ端末 2 A から送信されるこれらのデータに基づいて、受信した撮像画像データについての改竄の有無を判定する処理（改竄判定処理）を行う。

30

なお、改竄判定処理については後に改めて説明する。

【 0 0 3 2 】

ネットワーク 3 は、例えばインターネット、ホームネットワーク、LAN (Local Area Network)、衛星通信網、その他の各種のネットワークが想定される。

サーバ装置 4 は、ビデオチャットシステムを管理する情報処理装置であり、利用者であるユーザの個人情報やユーザ同士の通話記録や履歴を記憶する機能などを備えている。

【 0 0 3 3 】

< 1 - 2 . ユーザ端末の構成 >

図 2 は、ユーザ端末 2 の内部構成例を示したブロック図である。

40

ユーザ端末 2 は、ユーザ端末 2 A としての機能を実行するために、アレイセンサ 1 0、画像プロセッサ 1 1、制御部 1 2、メモリ部 1 3、入力部 1 4、通信部 1 5 及び出力部 1 6 を備えている。

【 0 0 3 4 】

アレイセンサ 1 0 は、画素アレイ 2 1 と、ハッシュ値生成部 2 2 と、暗号化処理部 2 3 とを備えている。

画素アレイ 2 1 は、可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が 1 次元又は 2 次元に複数配列されて構成されており、ユーザ端末 2 に設けられた不図示のカメラ光学系を介して入射する光を画素ごとに受光し、光電変換を行って撮像画像データを得る。

【 0 0 3 5 】

50

ハッシュ値生成部 2 2 は、画素アレイ 2 1 から出力された撮像画像データからハッシュ値を生成（算出）する。生成したハッシュ値は後段の暗号化処理部 2 3 に出力される。

【 0 0 3 6 】

暗号化処理部 2 3 は、入力されたハッシュ値の暗号化処理を行う。暗号化処理には秘密鍵が用いられる。即ち、暗号化処理部 2 3 は、署名生成鍵としての秘密鍵の生成と、署名検証鍵としての公開鍵の生成を行う。

【 0 0 3 7 】

アレイセンサ 1 0 は、暗号化されたハッシュ値と生成した公開鍵を制御部 1 2 に出力する。また、画素アレイ 2 1 において生成された撮像画像データを画像プロセッサ 1 1 に出力する。

【 0 0 3 8 】

図示は省略するが、アレイセンサ 1 0 は、ハードウェアとしては、イメージセンサデバイス、D R A M (Dynamic Random Access Memory) 等のメモリデバイス、プロセッサとしての構成部位を有している。そして、これらの構成部位が平置き構成とされたり、或いは積層構造とされたりするなどして一体型のデバイスとされている。

本例のアレイセンサ 1 0 は、ハッシュ値の生成を行う機能や暗号化を行う機能を備えるものとされ、所謂インテリジェントアレイセンサと呼ぶことのできるデバイスとされる。

【 0 0 3 9 】

画像プロセッサ 1 1 は、光電変換信号に対してデジタル化する処理を施す。更に、画像プロセッサ 1 1 は、デジタル化された信号をバッファに一時記憶する処理や、バッファに記憶された信号を読み出し必要な各種の信号処理（画像処理）などを行う。

【 0 0 4 0 】

各種の信号処理としては、例えば、色補正、ガンマ補正、色階調処理、ゲイン処理、輪郭強調処理等の処理など、画質調整のための処理が想定される。また画像プロセッサ 1 1 ではデータ圧縮処理、解像度変換、フレームレート変換など、データサイズを変更する処理を行うことも想定される。

これら画像プロセッサ 1 1 で行われる各処理においては、各処理に用いるパラメータが設定される。例えば色や輝度の補正係数、ゲイン値、圧縮率、フレームレートなどの設定値がある。画像プロセッサ 1 1 では、それぞれの処理について設定されたパラメータを用いて必要な処理を行う。

【 0 0 4 1 】

制御部 1 2 は、例えば C P U (Central Processing Unit)、R O M (Read Only Memory)、及び R A M (Random Access Memory) を備えたマイクロコンピュータを有して構成され、C P U が R O M に記憶されているプログラム、又は R A M (Random Access Memory) にロードされたプログラムに従って各種の処理を実行することで、ユーザ端末 2 の全体制御を行う。

例えば、制御部 1 2 は、アレイセンサ 1 0 に対する指示を行って撮像画像データの取得処理等の各種処理の実行制御を行う。また、制御部 1 2 は、画像プロセッサ 1 1 についても各種処理の実行制御を行う。

【 0 0 4 2 】

また、制御部 1 2 は、メモリ部 1 3 に対する各種データの書き込みや読み出しについての制御を行う。メモリ部 1 3 は、例えば H D D (Hard Disk Drive) やフラッシュメモリ装置等の不揮発性の記憶デバイスとされ、例えばアレイセンサ 1 0 により得られた撮像画像データ等の各種のデータの保存先（記録先）として用いられる。

【 0 0 4 3 】

更にまた、制御部 1 2 は、入力部 1 4 からの入力信号を取得し、入力信号に応じた制御を行う。入力部 1 4 は、例えば、ビデオチャットを利用するユーザが使用するキーボードやマウス、或いはタッチパネルなどを含んでいる。更に、スマートフォンやカメラなどが備える速度センサや加速度センサ、或いは角速度センサなども入力部 1 4 の一例とされる。

制御部 1 2 は、それらの操作情報やセンサ情報を取得し、各種の処理を実行する。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 4 】

さらに、制御部 1 2 は、通信部 1 5 を介して外部装置との間で各種データ通信を行う。通信部 1 5 は、図 1 に示したネットワーク 3 を介した外部装置との間でのデータ通信を行うことが可能に構成されている。

制御部 1 2 は、図 1 に示した他のユーザ端末 2 B からの求めに応じ、例えばアレイセンサ 1 0 で得られメモリ部 1 3 に保存された撮像画像データ等の各種データを通信部 1 5 を介してユーザ端末 2 B に送信することが可能とされる。

【 0 0 4 5 】

また、制御部 1 2 は、出力部 1 6 に対して出力信号を出力する。出力部 1 6 は、例えば、LCD (Liquid Crystal Display)、有機 EL (Electroluminescence) パネル等よりなるディスプレイ、並びにスピーカ等により構成される。

10

【 0 0 4 6 】

制御部 1 2 は、電子署名に係る各種の機能を備えている。具体的に、制御部 1 2 は、取得部 3 1、復号化処理部 3 2、ハッシュ値算出部 3 3、ハッシュ値比較部 3 4、改竄判定部 3 5、生体解析処理部 3 6、生体判定部 3 7、個体解析処理部 3 8、個体判定部 3 9、出力制御部 4 0、状態判定部 4 1 を備えている。

これらの各部は、ユーザ端末 2 B としての機能である。即ち、ユーザ端末 2 A から受信した撮像画像データの改竄の有無を判定するための機能を実現するための各部である。

なお、本実施の形態及び以下に示す他の実施の形態において、ユーザ端末 2 が全ての機能を備えている必要はなく、上述した各部の一部のみを備えた構成であってもよい。

20

【 0 0 4 7 】

取得部 3 1 は、ユーザ端末 2 A で生成された撮像画像データと暗号化されたハッシュ値を取得する処理を実行する。また、取得部 3 1 は、暗号化されたハッシュ値を復号化するための公開鍵の取得を行う。

【 0 0 4 8 】

復号化処理部 3 2 は、暗号化されたハッシュ値を復号化する処理を行う。復号化には公開鍵が用いられる。

【 0 0 4 9 】

ハッシュ値算出部 3 3 は、受信した撮像画像データからハッシュ値を算出する処理を行う。

30

【 0 0 5 0 】

ハッシュ値比較部 3 4 は、復号化処理部 3 2 が復号化したハッシュ値とハッシュ値算出部 3 3 が算出したハッシュ値を比較する処理を実行する。

【 0 0 5 1 】

改竄判定部 3 5 は、ハッシュ値の比較結果に基づいて撮像画像データが改竄されているものであるか否かを判定する改竄判定処理を実行する。改竄判定の判定結果としては、改竄されていないことが保証できる判定結果（非改竄判定）と、改竄されていないことが保証できない判定結果（改竄判定）とが設けられている。即ち、改竄されていないからといって必ず非改竄判定となるわけではない。改竄されていないことが保証されていない場合は、実際に改竄が行われていなくても改竄判定となる。

40

【 0 0 5 2 】

生体解析処理部 3 6 は、受信した撮像画像データを解析し生体情報を抽出する処理を行う。例えば、受信した複数枚の撮像画像データを比較解析することにより、生体情報の抽出を行う。

【 0 0 5 3 】

生体判定部 3 7 は、生体解析処理部 3 6 の解析結果に基づいて被写体が生体であるか否かを判定する処理を行う。例えば、撮像画像データが実際に生きている人間を撮像したことによって得られたものであるか否か、即ち、生きた人間が被写体であるか否かを判定する。また、被写体として何人の人間が映っているかを判定してもよい。

【 0 0 5 4 】

50

個体解析処理部 38 は、受信した撮像画像データを解析し被写体の個体特徴量を抽出する処理を行う。個体特徴量とは、個人を特定可能な情報であり、例えば、肌の色、目の位置、眉間の長さや顔の横幅の比率、鼻の位置や形、唇の位置や形や形状や色、その他ほくろの位置や数などである。また、髪型や色などは普遍的なものではないが個体の特徴量として抽出してもよい。更に、被写体の全身が写っている場合には、肩幅や手足の長さなど各部の比率や長さや大きさなどを抽出してもよい。

なお、犬や猫など人間以外の生物の個体を特定するための特徴量を個体特徴量として抽出してもよい。

【0055】

個体判定部 39 は、個体解析処理部 38 の解析結果に基づいて個体を判定する処理を行う。この処理は、例えば、他の情報処理装置に解析結果を送信することにより個体を特定してもよいし、ユーザ端末 2B において個体を特定してもよい。他の情報処理装置に個体の特定を依頼する例としては、例えば、サーバ装置 4 にユーザごとの個体特徴量が記憶されており、サーバ装置 4 に抽出した個体特徴量を送信することにより個体の特定を依頼する。この場合には、サーバ装置 4 において、記憶されている個体特徴量と受信した抽出した個体特徴量を比較する処理が実行され個体が特定されることとなる。

10

【0056】

出力制御部 40 は、改竄判定部 35 の判定結果や生体判定部 37 の判定結果や個体判定部 39 の判定結果に応じてユーザに対する通知を行うための出力制御を行う。例えば、表示部に対する表示制御を行うユーザインタフェース制御を行う。また、音声等の出力制御を行ってもよい。

20

【0057】

状態判定部 41 は、ユーザ端末 2A から受信した撮像画像データに対する各種判定処理の結果に応じて該撮像画像データの状態（保証状態）を判定する処理を行う。撮像画像データの状態としては、例えば、撮像画像データが改竄されていないことが担保されていない状態である非担保状態 ST0、撮像画像データが改竄されていないことのみが担保された状態である第 1 担保状態 ST1、撮像画像データが改竄されていないことが担保されると共に被写体が生体であると判定された状態である第 2 担保状態 ST2、撮像画像データが改竄されていないことが担保され被写体が生体であると判定された状態であり且つ被写体の個体認識がされた状態である第 3 担保状態 ST3 などが設けられている。

30

【0058】

なお、図 2 に示す例では、アレイセンサ 10 と制御部 12 が別体として設けられている例を説明したが、アレイセンサ 10 の一部として制御部 12 が設けられていてもよい。これは、後述する他の実施の形態においても同様である。

【0059】

< 1 - 3 . 全体の流れ >

ユーザ端末 2A を利用するユーザ A がユーザ端末 2B を利用する他のユーザ B に対してビデオチャットによる通話要求を行う際の全体の流れについて、一例を図 3、図 4 及び図 5 に示す。

【0060】

40

まず、ユーザ A がビデオチャットシステムを利用するためのプログラム（以降、「ビデオチャットプログラム」と記載）を起動させると、ユーザ端末 2A はアプリケーションのプログラムに従ってユーザ端末 2A のカメラ機能を起動し撮像動作を行う（図 3A 参照）。このとき、ユーザ端末 2A は光電変換により得た撮像画像データからハッシュ値を生成して暗号化処理を施す。

【0061】

続いて、ユーザ A がビデオチャットプログラムを操作することにより通話相手を選択して発信を開始させると、ユーザ端末 2B の表示部にはユーザ A から着信していることを示す着信画面 50 が表示される。図 4 に示す着信画面 50 の例は、ユーザ端末 2B がスマートフォンなどの携帯端末とされた例である。

50

【 0 0 6 2 】

図 4 に示すように、着信画面 5 0 には、発信者についてのアイコン画像及び発信者であるユーザ A の登録名が表示される発信者表示欄 6 1 と、ユーザ端末 2 A から受信した撮像画像データが改竄されていないことを示す保証アイコン 6 2 と、撮像画像データが改竄されていないことが文章で説明された説明文 6 3 と、通話開始ボタン 6 4 と、通話拒否ボタン 6 5 とが配置されている。

【 0 0 6 3 】

発信者表示欄 6 1 には、発信者であるユーザ A が登録したアイコン画像が表示されてもよいし、今回の通話要求の際にユーザ端末 2 A で撮像された撮像画像データに基づく画像が表示されてもよい。

10

【 0 0 6 4 】

保証アイコン 6 2 としては、例えば、上述した撮像画像データの状態 (S T 0 ~ S T 3) に応じたアイコン画像が表示されるようにしてもよい。図 4 に示す例では、ユーザ端末 2 A から今回受信した撮像画像データが改竄されていないことが担保された第 1 担保状態 S T 1 に応じた第 1 保証アイコン M K 1 が表示された状態である。

【 0 0 6 5 】

第 1 保証アイコン M K 1 が保証アイコン 6 2 に表示される状態は、ユーザ端末 2 B が改竄判定処理を実行しそれ以外の判定処理 (生体判定処理及び個体判定処理) を実行していないために撮像画像データが改竄されていないことのみが保証されている状態であってもよいし、改竄判定処理に加えて生体判定処理や個体判定処理を実行したが被写体が生体であると判定できなかった状態や被写体の個体認識ができなかったために撮像画像データが改竄されていないことのみが保証されている状態であってもよい。

20

【 0 0 6 6 】

通話を開始する前に発信者から受信した撮像画像データが改竄されていないこと、即ち、実際にユーザ端末 2 A で撮像された画像が送信されてきており、不正に取得した画像データを悪用して発信者になりすまして通話要求を行っているものではないことを保証アイコン 6 2 を視認することによりユーザ B は確認することができる。

これにより、ユーザ B は詐欺のような不正な通話要求を見分けることができ、被害を未然に防止することができる。

【 0 0 6 7 】

ユーザ B が通話開始ボタン 6 4 を操作すると、ユーザ端末 2 B の表示部に通話画面 5 1 が表示される。通話画面 5 1 の一例を図 5 に示す。

30

【 0 0 6 8 】

通話画面 5 1 には、相手画像表示欄 6 6 と、自画像表示欄 6 7 と、各種の機能アイコン 6 8 が表示されている。

相手画像表示欄 6 6 には、通話相手が使用するユーザ端末 2 A で撮像している動画データが表示される。

自画像表示欄 6 7 には、通話相手のユーザ端末 2 A に表示される自分 (即ちユーザ B) の動画データが縮小されて表示される。

【 0 0 6 9 】

相手画像表示欄 6 6 上には保証アイコン 6 2 が重畳表示される。図 5 に示す例では、保証アイコン 6 2 として、撮像画像データが改竄されていないことのみが保証されている状態を示す第 1 保証アイコン M K 1 が重畳表示されている。

40

【 0 0 7 0 】

機能アイコン 6 8 は、各種の機能を実行するための操作子として画面上に設けられている。各種の機能としては、例えば、通話を終了させる機能、自分の音声を OFF にする機能、通話を一時停止する機能、音量変更機能、自分の動画データの送信を停止する機能、テキストによるチャットを行う機能などである。これらの機能はあくまで一例であり、その他の機能を実行するための機能アイコン 6 8 が通話画面 5 1 上に表示されていてもよい。また、上述した機能アイコン 6 8 の一部が表示されていなくてもよい。更に、それらのアイ

50

コンの表示及び非表示の状態をユーザが設定可能とされていてもよい。

【0071】

通話画面51においても保証アイコン62が表示され続けていることで、通話相手(ユーザA)から送信されてくる動画像データが実際にユーザ端末2Aで撮像された画像であることをユーザBは確認することができ、通話途中で不正な人物による通話の乗っ取りなどが発生した場合に認識することができる。

【0072】

なお、そのためには、例えば数秒などの一定時間ごとに、ユーザ端末2Aにおいて撮像画像データのハッシュ値生成処理と暗号化処理と送信処理が実行されると共に、それに応じてユーザ端末2Bにおいて受信したハッシュ値の復号化処理と比較処理と改竄判定処理が実行されることが望ましい。

10

【0073】

図4及び図5においては保証アイコン62として第1保証アイコンMK1が表示される例を挙げたが、受信した撮像画像データの保証状態によっては他のアイコン画像が表意されてもよい。

【0074】

例えば、撮像画像データが改竄されていないことが担保されると共に被写体が生体であると判定された状態である第2担保状態ST2である場合は、図6に示す第2保証アイコンMK2が各画面における保証アイコン62として表示されてもよい。また、図5の着信画面50における説明文63の代わりに図6に示す説明文63が表示される。

20

【0075】

また、撮像画像データが改竄されていないことが担保され被写体が生体であると判定された状態であり且つ被写体の個体認識がされた状態である第3担保状態ST3である場合は、図7に示す第3保証アイコンMK3が各画面における保証アイコン62として表示されてもよい。また、図5の着信画面50における説明文63の代わりに図7に示す説明文63が表示される。

【0076】

更に、撮像画像データが改竄されていないことが担保されていない状態である非担保状態ST0である場合には、図8に示す非保証アイコンMK0が各画面における保証アイコン62として表示されてもよい。また、図5の着信画面50における説明文63の代わりに図8に示す説明文63が表示される。

30

【0077】

なお、各アイコン画像はあくまで一例である。各アイコン画像は、受信した撮像画像データの保証状態が識別できるように構成されていけばよい。

【0078】

< 1-4. 送信側の処理 >

上述したビデオチャットシステムを実現するために、送信側であるユーザ端末2Aが実行する処理の一例を示したものが図9である。なお、図9に示す一連の処理は、例えば、ユーザAがユーザ端末2Aを操作してビデオチャットプログラムを立ち上げた際に実行される処理である。

40

【0079】

ユーザ端末2Aの制御部12は、まずステップS101において、カメラ機能を起動し、アレイセンサによる撮像動作を行う。

【0080】

次に、ユーザ端末2Aの制御部12は、ステップS102において、撮像動作により得られた撮像画像データからハッシュ値を生成する処理を実行する。

【0081】

続いて、ユーザ端末2Aの制御部12は、ステップS103において、生成したハッシュ値に対して秘密鍵を用いた暗号化処理を施す。

【0082】

50

ユーザ A が通話相手を選択し通話開始要求を送信するための操作を行うと、ユーザ端末 2 A の制御部 1 2 は、ステップ S 1 0 4 において、通話開始要求の送信処理を行う。通話開始要求は、例えばサーバ装置 4 を介してユーザ B が利用するユーザ端末 2 B へと送信される。

なお、ステップ S 1 0 4 の通話開始要求の送信処理では、ステップ S 1 0 1 で取得した撮像画像データと、ステップ S 1 0 3 で暗号化されたハッシュ値と生成された公開鍵がユーザ端末 2 B に送信される。

【 0 0 8 3 】

< 1 - 5 . 受信側の処理 >

上述したビデオチャットシステムを実現するために、受信側であるユーザ端末 2 B が実行する処理の一例を示したものが図 1 0 である。

10

【 0 0 8 4 】

ユーザ端末 2 B が撮像画像データと暗号化されたハッシュ値と公開鍵を受信しビデオチャットプログラムが起動されると、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 1 において、受信した各データの取得処理を行う。

【 0 0 8 5 】

続いて、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 2 において、暗号化されたハッシュ値の復号化処理を実行する。

更に、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 3 において、受信した撮像画像からハッシュ値の算出処理を実行する。

20

【 0 0 8 6 】

ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 4 において、算出したハッシュ値と復号化したハッシュ値の比較処理を行う。

【 0 0 8 7 】

ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 5 において、改竄判定処理を行う。この処理は、ハッシュ値の比較結果に応じて改竄の有無を判定する処理である。なお、実際に改竄がされているか否かによらず、改竄されている可能性がある場合には改竄されていない保証がないとして判定する。

具体的には、二つのハッシュ値が一致した場合には判定結果を非改竄判定とする。一方、二つのハッシュ値が一致しなかった場合には判定結果を改竄判定とする。

30

【 0 0 8 8 】

ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 6 において、改竄判定処理の判定結果に応じた分岐処理を実行する。

改竄されていないことが保証できる場合（非改竄判定）、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 7 において、第 1 担保状態 S T 1 に基づく出力制御を行う。

第 1 担保状態 S T 1 に基づく出力制御とは、例えば、図 4 の着信画面 5 0 において第 1 保証アイコン M K 1 と説明文 6 3 を表示させる処理である。

【 0 0 8 9 】

出力制御の他の態様としては、例えば、第 1 担保状態 S T 1 に応じた音声出力を行う処理とされてもよい。

40

【 0 0 9 0 】

一方、改竄されていないことが保証できない場合（改竄判定）、即ち、非担保状態 S T 0 とされている場合、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 8 において、非担保状態 S T 0 に基づく出力制御を行う。

非担保状態 S T 0 に基づく出力制御とは、例えば、図 4 の着信画面 5 0 において非保証アイコン M K 0 と説明文 6 3（図 8 参照）を表示させる処理である。また、この処理において音声出力などが実行されてもよい。

【 0 0 9 1 】

前述したように、一定時間ごとに改竄されていないことの保証を行う場合には、図 9 及び図 1 0 の各処理をユーザ端末 2 A 及びユーザ端末 2 B が一定時間ごとに実行する。これ

50

により、通話中に不正な人物による乗っ取りなどが発生した場合にユーザ B は認識することができる。

【 0 0 9 2 】

< 2 . 第 2 の実施の形態 >

第 2 の実施の形態では、通話の秘匿性を高めるためにユーザ端末 2 A からユーザ端末 2 B に送信する撮像画像データが暗号化される。

以降の説明においては、第 1 の実施の形態と同様の部分については同じ符号を付し適宜説明を省略する。

【 0 0 9 3 】

< 2 - 1 . システム構成 >

第 2 の実施の形態における情報処理システム 1 のユーザ端末 2 (2 A , 2 B) は、アレイセンサ 1 0 が画像暗号化処理部 2 4 を備えている。

従って、ここでは、主に画像暗号化処理部 2 4 の構成について説明する。

【 0 0 9 4 】

画像暗号化処理部 2 4 は、画素アレイ 2 1 から出力された撮像画像データを暗号化する処理を施す。暗号化処理は各種の例が考えられるが、ここでは、光電乱数を用いた暗号化処理を施す例について説明する。

【 0 0 9 5 】

画像暗号化処理部 2 4 が電子署名の対象データである撮像画像データについて暗号化を施す際に用いる光電乱数は、アレイセンサ 1 0 による光電変換に基づき得られる乱数を意味する。

具体的に、本例では、アレイセンサ 1 0 の光電変換により得られる画素ごとの電気信号の値を光電乱数として取得し、暗号鍵を生成する。

【 0 0 9 6 】

図 1 2 は、光電乱数に基づき、画像データについての暗号化フィルタ(暗号鍵)を生成する手法の例を示している。

まず、図中左側は、アレイセンサ 1 0 の光電変換により得られる画素ごとの電気信号の値を例示している。本例において、光電乱数としては、アレイセンサ 1 0 での撮像により得られる画像(静止画)の各画素値(輝度値)を用いる。

以下の説明においては、光電乱数を得るために撮像されたフレーム画像、換言すれば、光電乱数の元となったフレーム画像のことを「シードフレーム」と表記する。

【 0 0 9 7 】

本例では、このような画素ごとの電気信号の値そのものを光電乱数とするのではなく、図中の右側に例示するように、画素ごとの電気信号の値の少なくとも一部を、該電気信号の値が得られた画素位置とは異なる画素位置に割り当てた形式による光電乱数を生成する。換言すれば、画素ごとの電気信号の値について、画素位置をシャッフルさせて光電乱数を生成する。そして、本例では、このように生成した光電乱数を、撮像画像データについての暗号鍵(暗号化フィルタ)として用いる

上記のように画素位置をシャッフルさせた形式による光電乱数とすることで、画素ごとの電気信号の値をそれら電気信号の値が得られた画素位置にそのまま割り当てた光電乱数を用いる場合と比較して、暗号鍵の解読が困難とされ、セキュリティを高めることができる。

【 0 0 9 8 】

ここで、暗号鍵の生成にあたっては、画素ごとの電気信号の値を所定のアルゴリズムにより変調して用いることもできる。例えば、画素ごとの電気信号の値に所定の係数を乗じて得た値をその画素に割り当てた形式による光電乱数とすることが挙げられる。或いは、画素ごとの電気信号の値が小数点以下の値を含む場合において、小数下数桁の値を整数化して光電乱数とするなどの手法を採ることもできる。

なお、暗号鍵の生成にあたっては、上記のような画素位置のシャッフルを行うことは必須でなく、画素ごとの電気信号の値そのものを暗号鍵として用いることもできる。

10

20

30

40

50

【 0 0 9 9 】

ここで、従来、暗号化に用いる乱数としては多くの場合、ソフトウェアで生成した疑似乱数が用いられている。しかしながら、疑似乱数は数値を計算するアルゴリズムで生成されるものであり、真の乱数を生成することはできないため、暗号鍵が解読され複製されるリスクがあった。

これに対し、上記の光電乱数は真の乱数となり得るものであり、光電乱数に基づき暗号鍵を生成することで暗号鍵の解読を困難化することが可能となる。

【 0 1 0 0 】

なお、上述したハッシュ値の暗号化について光電乱数を用いてもよい。具体的には、暗号化に用いられる秘密鍵の生成を光電乱数に基づいて行ってもよい。これにより、秘密鍵の解読を困難化することが可能となり、セキュリティの向上を図ることができる。

【 0 1 0 1 】

< 2 - 2 . 暗号化対象の信号について >

従来、アレイセンサ 1 0 での撮像により得られる画像信号について暗号化を行う場合には、アレイセンサ 1 0 から読み出された画像信号を一旦平文の状態メモリに保存し、該保存した画像信号に対し暗号化を施すことが通常とされている。

しかしながら、このような暗号化手法を採った場合には、マルウェアなどを使って暗号化のタイミングで意図的にエラーを起こし、メモリ内容をダンプファイルで出力させ、メモリに置かれた平文をコピーするというハッキングが可能となってしまう。

【 0 1 0 2 】

そこで本実施の形態では、アレイセンサ 1 0 の画素からの読み出し信号に対して暗号化を行うことで、メモリに平文による画像信号が保存されないようにする。

具体的に、本例では、図 1 1 に示した画像暗号化処理部 2 4 により、アレイセンサ 1 0 の画素からの読み出し信号に対し図 1 2 に示した暗号鍵（暗号化フィルタ）に応じた係数による振幅制御を実行させることで、読み出し信号に対する暗号化を実現する。

【 0 1 0 3 】

図 1 3 は、画像暗号化処理部 2 4 による読み出し信号の暗号化のイメージを示した図である。

図示のようにアレイセンサ 1 0 の画素アレイ 2 1 における各画素からの読み出し信号（この場合は電荷信号）に対し、画像暗号化処理部 2 4 が備えるアンプによって暗号鍵に応じた係数を乗じる。図 1 1 に示したユーザ端末 2 の画像暗号化処理部 2 4 では、このように画素ごとの読み出し信号に対してアナログ信号の段階で振幅制御を施した後、フレーム単位の画像データをバッファに一時記憶する。バッファに一時記憶された画像データは、適切なタイミングで読み出され画像プロセッサ 1 1 等に供される。

【 0 1 0 4 】

即ち、画像暗号化処理部 2 4 は、暗号鍵に応じた係数を上記のアンプに設定することで、アレイセンサ 1 0 における各画素からの読み出し信号に対する暗号化が行われるようにする。

【 0 1 0 5 】

なお、図 1 3 はあくまでもイメージ図であり、画像暗号化処理部 2 4 において、アンプが画素ごとに設けられることは必須ではない。例えば、CCD (Charged-coupled devices) イメージセンサのように一括読み出しが行われる場合、画像暗号化処理部 2 4 が備えるアンプは各画素に共通の一つとされる場合もある。なおその場合、画素ごとの振幅制御は時分割により行う。

【 0 1 0 6 】

上記では、読み出し信号に対する暗号化の例として、アナログ信号による読み出し信号に暗号化を施す例を挙げたが、A / D 変換後のデジタル信号による読み出し信号に対して暗号化を施すこともできる。

【 0 1 0 7 】

なお、アナログ信号を外部から不正取得することは非常に困難であるため、アナログの

10

20

30

40

50

読み出し信号に対する暗号化を施す構成を採用することにより、セキュリティの向上が図られる。

【0108】

なお、アナログ読み出し信号に対する暗号化を施す場合には、暗号化画像を復号化して得た画像について、画像の再現性が低下することが懸念される。

しかしながら、例えば対象とする画像に映った被写体が生体であるか否か等の解析に用いられる場合には、画像の再現性としては生体解析処理に耐えうる程度であればよく、実用上の問題は生じないと考えられる。対象とする画像に映った被写体の個体解析処理を行う場合についても同様である。

【0109】

一方で、デジタル読み出し信号に対する暗号化を施す場合には、暗号化処理の正確性が向上し、画像の再現性の向上を図ることができる。

【0110】

ここで、上記のように読み出し信号に対して行う暗号化は、ストリーム暗号方式による暗号化の一種である。ストリーム暗号方式は、平文をビット単位やバイト単位等の所定のデータ単位で暗号化する暗号方式である。

ストリーム暗号方式では、暗号化の対象信号についてデータの長さを揃える必要がなく、そのため、対象信号に対する暗号化の前処理が不要とされる。従って、ストリーム暗号方式の採用により、暗号化処理の高速化を図ることができる。

【0111】

ここで、アナログの読み出し信号に対して暗号化を施した場合であっても、結果的には、電子署名の対象データとして、暗号化された撮像画像データが得られることに変わりはない。この点より、本明細書においてアナログ信号の段階で暗号化を施すことは、撮像画像データの暗号化を行うことの範疇に含まれるとする。

【0112】

< 2 - 3 . 送信側の処理 >

第2の実施の形態において送信側のユーザ端末2Aが実行する処理例を図14に示す。なお、図9に示す第1の実施の形態における送信側の処理と同様の処理については、同じ符号を付し適宜説明を省略する。

【0113】

ユーザ端末2Aの制御部12は、ステップS101において、カメラ機能を用いてアレイセンサによる撮像動作を行う。

【0114】

ユーザ端末2Aは、ステップS111において、撮像画像データの暗号化処理を行う。撮像画像データの暗号化処理は、アレイセンサ10の画像暗号化処理部24によって実行される。

【0115】

撮像画像データの暗号化処理について具体的に図15を参照して説明する。なお、以下で説明する処理のうち少なくとも一部についてはハードウェアによる処理として実現することもできる。

【0116】

画像暗号化処理部24は、ステップS301で、静止画の撮像動作で生成された撮像画像データを取得する。この撮像画像データは、暗号鍵の生成の元となる静止画データであり、制御部12の指示によりアレイセンサ10が1フレーム分の画像の撮像(画素ごとの電荷の読み出し)を実行することにより得る。

ステップS301で静止画データを取得することで、アレイセンサ10が備えるメモリ等にシードフレームとしての画像データが保存される。

【0117】

ステップS301に続くステップS302で画像暗号化処理部24は、画素値の均一性チェック処理を実行する。この均一性チェック処理は、シードフレームについて画素ごと

10

20

30

40

50

の輝度値の均一性をチェックする処理であり、具体的に画像暗号化処理部 24 は、輝度値がゼロとなっている画素の数や飽和値（最大値）となっている画素の数をカウントする。

なお、画素値の均一性チェック処理としては、読み出し信号の値を対象とした均一性のチェック処理として実行することもできる。

【0118】

ステップ S 302 に続くステップ S 303 で画像暗号化処理部 24 は、均一性が過剰であるか否かを判定する。具体的には、ステップ S 302 でカウントした画素の数が所定閾値（例えば、有効画素数の 30% ~ 50% に対応した値）以上であるか否かを判定する。

ステップ S 302 でカウントした画素の数が上記閾値以上であり、均一性が過剰であるとの判定結果を得た場合、画像暗号化処理部 24 はステップ S 304 に進んでシードフレームを消去する処理、すなわちメモリ等に保存されたシードフレームとしての画像データを消去する処理を実行した上で、ステップ S 301 に戻る。

これにより、シードフレームの画素値のランダム性が低い場合に対応して、シードフレームを撮像し直すことができる。すなわち、光電乱数のランダム性が低い場合に対応して、光電乱数を取得し直すことができる。

従って、ランダム性の低い乱数に基づく暗号鍵により暗号化が行われてしまうことの防止を図ることが可能とされ、セキュリティの向上を図ることができる。

【0119】

一方、ステップ S 303 において、カウントした画素の数が上記閾値以上ではなく、均一性が過剰ではないとの判定結果を得た場合、画像暗号化処理部 24 はステップ S 305 に進んで暗号鍵を生成する。具体的に本例では、シードフレームにおける各画素の輝度値に基づき、画像暗号化処理部 24 における各アンプに設定すべき係数を表す暗号鍵を生成する。

【0120】

ここで、本例において、ステップ S 305 の処理では、画素ごとの輝度値をそれら輝度値が得られた画素位置にそのまま割り当てた形式の光電乱数に基づき暗号鍵を生成するものとはせず、画素ごとの輝度値の少なくとも一部を、該輝度値が得られた画素位置とは異なる画素位置に割り当てた形式による光電乱数に基づき、暗号鍵を生成する。

これにより、暗号鍵の解読が困難とされ、セキュリティの向上を図ることができる。

【0121】

ステップ S 305 に続くステップ S 306 で画像暗号化処理部 24 は、シードフレームを消去する処理、すなわち、ステップ S 301 の取得処理によりメモリ等に保存されたシードフレームとしての画像データを消去する処理を実行する。

このシードフレームの消去処理を行うことで、光電乱数の元となった画像が流出して光電乱数が推定されてしまうことの防止を図ることができる。

【0122】

なお、例えば画像暗号化処理部 24 の処理能力が高い場合やシードフレームの画像サイズが小さい場合等には、シードフレームをメモリ等に一旦保存させることは必須ではない。この場合には、ステップ S 306 の消去処理やステップ S 304 の消去処理が不要とされる。

【0123】

続くステップ S 307 で画像暗号化処理部 24 は、既存鍵があれば消去する。例えば、図 15 に示す処理が一定時間ごとに開始される等の場合には、過去に行われたステップ S 308 の処理により、画像暗号化処理部 24 は暗号鍵を保持している。ステップ S 307 の処理は、このように保持している既存の暗号鍵を消去する処理となる。

このような既存鍵の消去処理を行うことで、過去に暗号化に用いた暗号鍵の流出防止を図ることが可能とされ、過去に暗号化した信号が不正に復号化されてしまうことを防止することができる。

【0124】

続くステップ S 308 で画像暗号化処理部 24 は、暗号鍵の保存処理を実行する。すな

10

20

30

40

50

わち、ステップS 3 0 5で生成した暗号鍵をメモリ16に保存する処理を実行する。

なお、新規の暗号鍵を既存の暗号鍵に上書き保存することによりステップS 3 0 7とステップS 3 0 8の処理を同時に行ってもよい。

ステップS 3 0 8の保存処理を実行したことに応じ、画像暗号化処理部24は図15に示す一連の処理を終える。

【0125】

ユーザ端末2Aにおいては、ステップS 3 0 8で保存された暗号鍵を用いて、アレイセンサ10での撮像により得られる画像データ(撮像画像データ)の暗号化が行われる。具体的に、画像暗号化処理部24は、図15に示した処理の終了後、保存された暗号鍵に基づく画素ごとの係数を各アンプに設定して、アレイセンサ10での撮像により得られる画像信号に該保存された暗号鍵に基づく暗号化が施されるようにする。

10

本例では、アレイセンサ10は動画像の撮像を行うものとされ、画像暗号化処理部24による暗号化は動画像を構成する各フレーム画像に対して行われる。

【0126】

本例において、上記のように暗号化が施された動画像としての撮像画像データは、制御部12の制御に基づき、メモリ部13に保存される。制御部12は、このようにメモリ部13に保存された撮像画像データを、通信部15を介してユーザ端末2Bに送信することが可能とされる。

【0127】

ここで、上記説明から理解されるように、本例では、画像データの暗号化は、暗号化対象の画像データとは異なるフレーム期間に得た光電乱数に基づき行うものとしている。

20

これにより、暗号化画像から暗号鍵が推定されることの困難性が高められ、セキュリティの向上を図ることができる。

なお、暗号化対象の画像データと同一フレーム期間に得た光電乱数に基づき画像データの暗号化を行うことも可能である。

【0128】

なお、画像暗号化処理部24は、図15に示す処理を、不正アクセスを検出した際に行うことも可能である。

不正アクセスの検知に応じて図15に示す処理を開始させることで、光電乱数の取得(ステップS 3 0 1)や暗号鍵の生成(ステップS 3 0 5)が不正アクセスの検知に応じて実行される。すなわち、不正アクセスの検知に応じて光電乱数が再取得され、再取得された光電乱数に基づき暗号鍵が再生成される。これにより、ソフトウェア面での耐タンパ化が図られる。

30

【0129】

図14の説明に戻る。

ユーザ端末2Aの制御部12は、ステップS 1 0 2においてハッシュ値を生成し、ステップS 1 0 3において秘密鍵を用いたハッシュ値の暗号化処理を行い、ステップS 1 0 4において通話開始要求をユーザ端末2B(或いはサーバ装置4)に対して送信する。

これにより、ユーザ端末2Aからユーザ端末2Bに対して撮像画像データと、暗号化されたハッシュ値と、公開鍵が送信される。

40

【0130】

< 2 - 4 . 受信側の処理 >

第2の実施の形態において受信側のユーザ端末2Bが実行する処理例を図16に示す。

なお、図10に示す第1の実施の形態における受信側の処理と同様の処理については、同じ符号を付し適宜説明を省略する。

【0131】

ユーザ端末2Aから各データを受信しユーザ端末2Bにおいてビデオチャットプログラムが起動されると、ユーザ端末2Bの制御部12は、ステップS 2 0 1 Aにおいて、暗号化された撮像画像データと、暗号化されたハッシュ値と公開鍵を取得する。

【0132】

50

次に、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 はステップ S 2 0 2 において、暗号化されたハッシュ値の復号化処理を実行する。

【 0 1 3 3 】

続いて、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 はステップ S 2 0 3 A において、暗号化された状態の撮像画像からハッシュ値を算出する。

【 0 1 3 4 】

ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 4 で算出したハッシュ値と復号化したハッシュ値の比較処理を行い、ステップ S 2 0 5 で改竄判定処理を行い、ステップ S 2 0 6 において改竄判定結果に応じた分岐処理を行う。

【 0 1 3 5 】

ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、改竄されていないことが保証できると判定した場合にステップ S 2 0 7 の第 1 担保状態 S T 1 に基づく出力制御を行い、保証できないと判定した場合にステップ S 2 0 8 の非担保状態 S T 0 に基づく出力制御を行う。

【 0 1 3 6 】

これにより、ユーザ B に提示される着信画面 5 0 において第 1 保証アイコン M K 1 や非保証アイコン M K 0 が表示される。

【 0 1 3 7 】

< 3 . 第 3 の実施の形態 >

第 3 の実施の形態における情報処理システム 1 では、受信側のユーザ端末 2 B において受信した撮像画像データの保証状態に応じた表示を行う。具体的には、ユーザ端末 2 A から受信した撮像画像データに対する状態判定部 4 1 の判定結果（非担保状態 S T 0、第 1 担保状態 S T 1、第 2 担保状態 S T 2、第 3 担保状態 S T 3）に応じた画面表示を行う。

【 0 1 3 8 】

システム構成やユーザ端末 2 の構成や構成等については第 1 の実施の形態で説明したものと同様の構成であるため説明を省略する。従って、以降においては、送信側であるユーザ端末 2 A の処理と受信側であるユーザ端末 2 B の処理の流れについて説明する。

【 0 1 3 9 】

< 3 - 1 . 送信側の処理 >

送信側であるユーザ端末 2 A は、例えば、図 9 に示す各処理を実行する。但し、第 3 の実施の形態においては、生体解析を行う。生体解析は、複数枚の静止画像から生体情報を抽出する処理である。従って、ステップ S 1 0 1 の撮像動作は複数枚の静止画像を取得するために行われる。

また、ステップ S 1 0 2 のハッシュ値の生成処理では、複数枚の静止画像データそれぞれにおいてハッシュ値を生成する。更に、ステップ S 1 0 3 の暗号化処理は、生成した複数のハッシュ値それぞれを暗号化するものである。

【 0 1 4 0 】

ステップ S 1 0 4 の通話開始要求送信処理では、複数枚の撮像画像データとそれぞれに対応する暗号化されたハッシュ値と公開鍵をユーザ端末 2 B へ送信する。

【 0 1 4 1 】

< 3 - 2 . 受信側の処理 >

第 3 の実施の形態において、受信側であるユーザ端末 2 B は、ユーザ端末 2 A から撮像画像データと暗号化されたハッシュ値と公開鍵を受信したことによって、例えば図 1 7 及び図 1 8 に示す各処理を実行する。

なお、図 1 0 に示す各処理と同様の処理については同じ符号を付し適宜説明を省略する。

【 0 1 4 2 】

ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 1 からステップ S 2 0 5 の各処理を実行することにより、受信した各撮像画像データが改竄されていないことを保証できるか否かを判定する。

【 0 1 4 3 】

ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 6 において、改竄判定処理の結果に応

10

20

30

40

50

じた分岐処理を行う。具体的には、改竄されていないことが保証できない場合、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 はステップ S 2 0 8 で非担保状態 S T 0 に基づく出力制御を行う。これにより、ユーザ端末 2 B においてユーザに提示される着信画面 5 0 上に図 8 に示すような非保証アイコン M K 0 や説明文 6 3 が表示される。

【 0 1 4 4 】

一方、改竄されていないことを保証できると判定した場合、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は図 1 8 に示す各処理を実行する。

具体的には、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 1 1 において、生体解析処理を実行する。生体解析処理は、複数枚の静止画像から生体情報を抽出する処理であり、生体ならではの情報を抽出する処理である。

【 0 1 4 5 】

例えば、生体である人間からは眼振を検出することができる。眼振は、1枚の撮像画像データから抽出することはできないが、複数枚の撮像画像データにおける眼球付近の差分情報を抽出することにより検出可能である。

【 0 1 4 6 】

或いは、生体である人間からは心拍を検出することができる。人間の肌の色は心拍に合わせて微妙に変化している。このような変化を複数枚の撮像画像データから抽出する。

【 0 1 4 7 】

更には、明るさによる瞳孔反応やリップシンクを複数枚の撮像画像データから抽出することもできる。

【 0 1 4 8 】

ステップ S 2 1 1 の生体解析処理では、このような生体情報の抽出を行う。

【 0 1 4 9 】

続いて、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 1 2 において、生体判定処理を実行する。この処理は、抽出した生体情報に基づいて被写体が生体であるか否かを判定する処理である。例えば、複数枚の撮像画像データから生体情報として眼振が検出された場合には、被写体は生体であると判定する。

【 0 1 5 0 】

ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 は、ステップ S 2 1 3 において、生体であるか否かの判定結果に基づいた分岐処理を行う。

被写体が生体であると判定できなかった場合（或いは生体でないと判定した場合）は、撮像画像データが改竄されていないことは保証できるが生体であるという保証はできない状態とされる。この場合、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 はステップ S 2 0 7 において第 1 担保状態 S T 1 に基づく出力制御を行う。これにより、ユーザ端末 2 B においてユーザに提示される着信画面 5 0 上に図 4 に示すような第 1 保証アイコン M K 1 や説明文 6 3 が表示される。

【 0 1 5 1 】

一方、被写体が生体であると判定した場合、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 はステップ S 2 1 4 において、個体解析処理を行う。

個体解析処理は、受信した撮像画像データから個体を識別するための個体情報を抽出する処理である。

【 0 1 5 2 】

個体解析処理を終えた後、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 はステップ S 2 1 5 において、個体判定処理を行う。個体判定処理は、抽出した個体情報に基づいて個体を判定する処理を行う。個体判定処理は、被写体を個人特定してもよいし、個人特定可能な情報が抽出できたか否かを判定してもよい。

【 0 1 5 3 】

ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 はステップ S 2 1 6 において、個体判定処理の判定結果に基づき分岐処理を実行する。

個体が特定できなかった場合、或いは、個体を特定可能な情報を抽出できなかった場合

10

20

30

40

50

は、撮像画像データが改竄されていないこと及び被写体が生体であることは保証できるが個体までは特定できなかった場合である。この場合には、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 はステップ S 2 1 7 において第 2 担保状態 S T 2 に基づく出力制御を行う。

これにより、ユーザ端末 2 B においてユーザに提示される着信画面 5 0 上に図 6 に示すような第 2 保証アイコン M K 2 や説明文 6 3 が表示される。

【 0 1 5 4 】

一方、個体が特定できた場合、或いは、個体を特定可能な情報を抽出できた場合、ユーザ端末 2 B の制御部 1 2 はステップ S 2 1 8 において第 3 担保状態 S T 3 に基づく出力制御を行う。

これにより、ユーザ端末 2 B においてユーザに提示される着信画面 5 0 上に図 7 に示すような第 3 保証アイコン M K 3 や説明文 6 3 が表示される。

【 0 1 5 5 】

以上説明してきたように、ユーザ端末 2 B は受信した撮像画像データについての改竄可能性の有無や抽出できる情報に応じて、着信画面 5 0 上に保証アイコン 6 2 や説明文 6 3 を表示させる。これにより、ユーザ B は着信に応じるか否かを適切に判断することができ、詐欺などの被害にあってしまうことを未然に防止することができる。

【 0 1 5 6 】

なお、改竄判定処理や生体解析処理や個体解析処理に用いる撮像画像データは、実際にユーザ B に提示される送信者の動画データを利用してよい。これにより、改竄判定処理や各解析処理に用いるための専用の撮像画像データを取得する必要がなく、処理負担の軽減や通信容量の削減を図ることができる。

【 0 1 5 7 】

< 3 - 3 . 適用例 >

なお、第 1 の実施の形態、第 2 の実施の形態及び第 3 の実施の形態に記載した構成は、音声を伴わないテキストチャットシステムにも適用することができる。

具体的に、テキストチャットシステムを利用するユーザに提示されるテキストチャット画面 5 2 を示した図 1 9 を参照して説明する。

【 0 1 5 8 】

テキストチャット画面 5 2 は、チャットに参加しているユーザごとに設定された参加者アイコン 7 0 と、参加者ごとの保証状態を示す保証アイコン 7 1 と、発言内容が表示される吹き出し 7 2 と、発言内容を入力するための入力欄 7 3 と、各種の機能を実行させるための機能アイコン 7 4 が配置されている。

【 0 1 5 9 】

参加者アイコン 7 0 には、自分（ユーザ B）以外の参加者についての参加者アイコン 7 0 A と自分の参加者アイコン 7 0 B が設けられている。

また、保証アイコン 7 1 には、自分（ユーザ B）以外の参加者についての保証アイコン 7 1 A と自分の保証アイコン 7 1 B が設けられている。

【 0 1 6 0 】

図 1 9 の例では、他ユーザについての保証アイコン 7 1 A は第 2 保証アイコン M K 2 とされ、自身についての保証アイコン 7 1 B は第 3 保証アイコン M K 3 とされている。

このように、参加者ごとの保証状態に合わせた保証アイコン 7 1 が表示されている。

【 0 1 6 1 】

なお、自身についての保証アイコン 7 1 B は少なくとも他の参加者に提示されているテキストチャット画面 5 2 において表示されていればよい。即ち、ユーザ B に提示されるテキストチャット画面 5 2 においてユーザ B 自身の保証アイコン 7 1 は表示されなくてもよい。但し、自身の保証アイコン 7 1 が表示されることで、他の参加者に対して自身の保証状態がどのように表示されているかを把握することができる。これにより、意図した保証状態になっていない場合に、上述した各種の判定処理や解析処理を再度実行させるなどの操作を行うことが可能となる。

【 0 1 6 2 】

10

20

30

40

50

テキストチャットシステムは、上述したビデオチャットシステムと異なり、本来撮像画像データの送信を必要としないものである。しかし、本適用例においては、改竄判定処理や各種の解析処理のために撮像画像データを送信する。従って、送信する撮像画像データは、改竄判定や解析処理の実行が可能な程度であればよく、解像度等を落としてもよい。また、生体解析処理や個体解析処理を行わずに改竄判定処理のみを実行する場合には、被写体を人が認識できないほどに解像度を落としたような撮像画像データを送信してもよい。これにより、撮像画像データの漏洩リスクを低減させることができる。

【0163】

< 4 . 第 4 の実施の形態 >

< 4 - 1 . システム構成 >

第 4 の実施の形態における情報処理システム 1 A では、各種のサービスを利用するためのログインや新規登録を行う際に改竄判定処理や生体解析処理や個体解析処理を行うものである。

情報処理システム 1 A の概略構成例を示したブロック図を図 20 に示す。

【0164】

情報処理システム 1 A は、ユーザ端末 2 とネットワーク 3 とサーバ装置 4 とを備えている。

ユーザ端末 2 は、各種サービス（例えばソーシャルネットワーキングサービス）を利用するユーザが使用する情報処理装置である。

【0165】

ネットワーク 3 は、第 1 の実施の形態と同様に、インターネットなど各種の例が考えられる。

【0166】

サーバ装置 4 は、各種サービスを提供するための情報処理装置で、例えば、ユーザ情報の管理や A P I（Application Programming Interface）機能などを備えている。

なお、本実施の形態においては、サーバ装置 4 が改竄判定処理や各種の解析処理を実行する。

【0167】

ユーザ端末 2 の構成について図 21 に一例を示す。

ユーザ端末 2 は、電子署名の対象とされた撮像画像データを取得するためのアレイセンサ 10 と、画像プロセッサ 11 と制御部 12 とメモリ部 13 と入力部 14 と通信部 15 と出力部 16 とを備えている。制御部 12 は、取得部 31 など図 2 に示す各部を備えていない。アレイセンサ 10 や画像プロセッサ 11 やメモリ部 13 や入力部 14 や通信部 15 や出力部 16 については第 1 の実施の形態で説明したものと同様のため、詳述を省く。

【0168】

サーバ装置 4 の構成について図 22 に一例を示す。

サーバ装置 4 は、制御部 12 とメモリ部 13 と入力部 14 と通信部 15 と出力部 16 とを備えている。

制御部 12 は、各種機能を備えており、具体的には、取得部 31、復号化処理部 32、ハッシュ値算出部 33、ハッシュ値比較部 34、改竄判定部 35、生体解析処理部 36、生体判定部 37、個体解析処理部 38、個体判定部 39、出力制御部 40、状態判定部 41、認証処理部 42 を備えている。

【0169】

取得部 31、復号化処理部 32、ハッシュ値算出部 33、ハッシュ値比較部 34、改竄判定部 35、生体解析処理部 36、生体判定部 37、個体解析処理部 38、個体判定部 39、出力制御部 40、状態判定部 41 の各部については、第 1 の実施の形態のユーザ端末 2 が備えているものと同様のため、詳述を省く。

【0170】

認証処理部 42 は、サーバ装置 4 が提供するサービスをユーザに利用させるか否かを判定する認証処理を実行する。具体的には、ユーザ端末 2 を利用する人物が登録されたユー

10

20

30

40

50

ザと一致するか否かを判定する処理を実行する。これにより、例えば、ログインについての可否の判定が行われる。

【0171】

メモリ部13，入力部14，通信部15及び出力部16については、第1の実施の形態と同様のため、詳述を省く。

【0172】

<4-2. ログイン画面>

サーバ装置4が提供するサービスを利用するためにユーザがユーザ端末2を用いてログイン画面を表示させる操作を行うと、例えば、図23に示すログイン画面53が表示される。

なお、図23に示す例は、元々表示されていた画面上にログイン画面53としてのモーダルウィンドウが重畳表示された例である。

【0173】

ログイン画面53には、例えば、アカウント名（或いはユーザID（Identification）やメールアドレスなどでもよい）を入力するためのID入力欄80と、パスワードを入力するためのパスワード入力欄81と、保証アイコン82と、認証処理をサーバ装置4に依頼するためのログインボタン83と、ログイン操作を取りやめるためのキャンセルボタン84が設けられている。

【0174】

ユーザは、ID入力欄80とパスワード入力欄81に所定の文字列を入力した後ログインボタン83を押下することで、サーバ装置4に認証処理を実行させることができる。

【0175】

保証アイコン82は、ログイン画面53が表示される際にユーザ端末2で撮像動作が行われると共に撮像画像データ、ハッシュ値及び公開鍵がサーバ装置4に送信されることによりサーバ装置4において実行される改竄判定処理の判定結果に応じて表示されるものである。

即ち、保証アイコン82は、ユーザ端末2において撮像された撮像画像データに関してサーバ装置4がどのような保証を行ったか（保証の度合いなど）をユーザに提示するために表示されるものである。

【0176】

保証アイコン82は、サーバ装置4が実行する処理内容に応じて表示されるものであり、サーバ装置4が改竄判定処理のみを実行する場合には非保証アイコンMK0か第1保証アイコンMK1の何れかが表示される。

また、サーバ装置4が改竄判定処理だけでなく生体判定処理や個体判定処理を実行する場合には、非保証アイコンMK0、第1保証アイコンMK1、第2保証アイコンMK2、第3保証アイコンMK3のいずれかが表示される。

【0177】

<4-3. ユーザ端末の処理>

第4の実施の形態においてユーザ端末2の制御部12が実行する処理の一例について、図24を参照して説明する。

なお、図9に示したユーザ端末2が実行する処理と同等の処理については、同じ符号を付し適宜説明を省略する。

【0178】

ログイン画面53を表示させるための操作がユーザによって実行されると、ユーザ端末2の制御部12は、ステップS101でカメラ機能を起動しアレイセンサによる撮像動作を行う。

続いて、ユーザ端末2の制御部12は、ステップS102において撮像画像データからハッシュ値の生成を行い、ステップS103においてハッシュ値の暗号化処理を施す。

【0179】

ユーザ端末2の制御部12はステップS121で、撮像画像データと暗号化されたハッ

10

20

30

40

50

シユ値と公開鍵をサーバ装置 4 に送信する。なお、送信する撮像画像データは暗号化されたものとしてもよい。その場合には、撮像画像データをサーバ装置 4 に送信する前に図 1 4 のステップ S 1 1 1 の処理を実行すればよい。

【 0 1 8 0 】

ユーザ端末 2 の制御部 1 2 はステップ S 1 2 2 で文字入力操作を検出したか否かを判定する。文字入力操作を検出した場合、ユーザ端末 2 の制御部 1 2 はステップ S 1 2 3 において対応する入力欄（ID 入力欄 8 0、パスワード入力欄 8 1）に入力文字を表示させる処理を行う。なお、パスワード入力欄 8 1 に関しては、入力された文字列が分からないように所定の文字（例えば「*」）で表示を代用してもよい。

【 0 1 8 1 】

ステップ S 1 2 3 の処理を実行した後、ユーザ端末 2 の制御部 1 2 は再度ステップ S 1 2 2 の処理へと戻る。

【 0 1 8 2 】

文字入力操作を検出していない場合、ユーザ端末 2 の制御部 1 2 はステップ S 1 2 4 でサーバ装置 4 から判定結果情報を受信したか否かを判定する。

改竄判定処理の結果など、判定処理を受信した場合、ユーザ端末 2 の制御部 1 2 はステップ S 1 2 5 で保証アイコン 8 2 をログイン画面 5 3 上に表示させる処理を行う。なお、保証アイコン 8 2 が既に表示されている状態で新たに判定結果を受信した場合、ステップ S 1 2 5 の処理は、保証アイコン 8 2 を更新する処理とされてもよい。

【 0 1 8 3 】

サーバ装置 4 から判定結果情報を受信していない場合、ユーザ端末 2 の制御部 1 2 はステップ S 1 2 6 において、ログインボタン 8 3 の押下を検出したか否かを判定する。

ログインボタン 8 3 の押下を検出した場合、ユーザ端末 2 の制御部 1 2 はステップ S 1 2 7 の認証処理要求をサーバ装置 4 に送信する処理を実行した後、図 2 4 に示す一連の処理を終了させる。なお、終了させる際に、ログイン画面 5 3 の表示を終了させてもよい。

【 0 1 8 4 】

ログインボタン 8 3 の押下を検出していない場合、ユーザ端末 2 の制御部 1 2 はステップ S 1 2 8 でキャンセルボタン 8 4 の押下を検出したか否かを判定する。

キャンセルボタン 8 4 の押下を検出した場合、ユーザ端末 2 の制御部 1 2 は図 2 4 に示す一連の処理を終了させる。

【 0 1 8 5 】

一方、キャンセルボタン 8 4 の押下を検出していない場合、ユーザ端末 2 の制御部 1 2 は再びステップ S 1 2 2 の処理へと戻る。

即ち、ユーザ端末 2 の制御部 1 2 は、ステップ S 1 2 2、S 1 2 4、S 1 2 6 及び S 1 2 8 の各処理を順に実行することにより、文字入力操作や各ボタンに対する押下操作や判定結果の受信を検出していないかを確認し、各操作を検出した場合には対応する処理（ステップ S 1 2 3、S 1 2 5、S 1 2 7 の処理）を実行するものである。

【 0 1 8 6 】

< 4 - 4 . サーバ装置の処理 >

第 4 の実施の形態においてサーバ装置 4 が実行する処理の一例について説明する。

なお、図 1 0 に示す処理と同様の処理については、同じ符号を付し適宜説明を省略する。

【 0 1 8 7 】

ユーザ端末 2 から撮像画像データと、暗号化されたハッシュ値と公開鍵を受信したことに応じて、サーバ装置 4 の制御部 1 2 は、図 2 5 に示す一連の処理を開始させる。

具体的には、サーバ装置 4 の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 1 において撮像画像データと暗号化されたハッシュ値と公開鍵を取得し、ステップ S 2 0 2 において暗号化されたハッシュ値の復号化処理を行い、ステップ S 2 0 3 において受信した撮像画像データからハッシュ値を算出し、ステップ S 2 0 4 においてハッシュ値の比較処理を行い、ステップ S 2 0 5 において改竄判定処理を行う。

【 0 1 8 8 】

10

20

30

40

50

続いて、サーバ装置 4 の制御部 1 2 は、ステップ S 2 2 1 において、改竄判定処理の判定結果をユーザ端末 2 に通知する処理を行う。

これにより、撮像画像データの改竄がされていないことの保証がされたか否かについての通知がユーザ端末 2 に対してなされる。ユーザ端末 2 では、この通知に応じた保証アイコン 6 2 がログイン画面 5 3 上に表示される（図 2 4 のステップ S 1 2 5 の処理）。

【 0 1 8 9 】

なお、サーバ装置 4 の制御部 1 2 は、ステップ S 2 0 5 の改竄判定処理に加えて、生体解析処理及び生体判定処理や、個体解析処理及び個体判定処理などを実行してもよい。この場合には、改竄判定処理の結果と生体判定処理の結果と個体判定処理の結果に応じた通知処理がなされ、ユーザ端末 2 では非保証アイコン M K 0、第 1 保証アイコン M K 1、第 2 保証アイコン M K 2、第 3 保証アイコン M K 3 のいずれかがログイン画面 5 3 上に表示される。

【 0 1 9 0 】

図 2 5 の説明に戻る。

サーバ装置 4 の制御部 1 2 は、ステップ S 2 2 1 で判定結果の通知処理を行った後、ステップ S 2 2 2 で認証処理要求をユーザ端末 2 から受信したか否かを判定する。

承認要求を受信していない場合、サーバ装置 4 の制御部 1 2 は、ステップ S 2 2 3 で判定結果通知処理から一定時間が経過したか否かを判定する。一定時間経過していた場合、サーバ装置 4 の制御部 1 2 は図 2 5 に示す一連の処理を終了させる。

【 0 1 9 1 】

一方、一定時間経過していない場合、サーバ装置 4 の制御部 1 2 は、ステップ S 2 2 2 の処理へと戻る。

【 0 1 9 2 】

改竄判定処理の結果を通知した後、長時間が経過してしまうと、ユーザ端末 2 を操作している人物が変わっている虞が高くなる。そこで、本例においては、判定結果を通知した後、認証処理要求を受信するまで所定時間が経過してしまった場合には、図 2 5 に示す一連の処理を終了させることにより後述するステップ S 2 2 5 の認証処理を実行しないように構成されている。これにより、ステップ S 2 0 1 で受信した撮像画像データに映っている被写体と実際に認証処理を要求した人物が異なってしまうことを防止している。即ち、本構成によれば、不正にログインされてしまう可能性を低減させることができる。

【 0 1 9 3 】

ステップ S 2 2 2 において認証処理要求を受信したと判定した場合、サーバ装置 4 の制御部 1 2 は、ステップ S 2 2 4 で照合処理を実行する。照合処理は、例えば、ユーザ端末 2 から受信した認証処理要求に含まれているアカウント名（ユーザ ID）とパスワードを取得し、データベースに記憶されている情報と照合する処理である。ユーザ端末 2 から受信した情報とデータベースに記憶された情報が一致した場合には、照合成功と判定される。また、一致しなかった場合には照合失敗と判定される。

【 0 1 9 4 】

サーバ装置 4 の制御部 1 2 は、ステップ S 2 2 5 において、認証処理を実行する。認証処理は、改竄判定処理の結果と照合処理の結果に基づいてユーザに特定の機能を利用させるか否かを判定する処理である。即ち、認証成功と判定した場合は、ユーザは特定の機能を利用することができる。一方、認証失敗と判定した場合は、ユーザは特定の機能を利用することができない。

【 0 1 9 5 】

サーバ装置 4 の制御部 1 2 は、ステップ S 2 2 6 において、認証処理の結果を通知する処理を実行する。これにより、ユーザ端末 2 の画面上に認証（ログイン）が成功したか否かを示す情報が表示される。例えば、認証が成功した場合にはマイページが表示され、認証が失敗した場合には認証が失敗したことを通知するためのページが表示されるように構成されている。

【 0 1 9 6 】

10

20

30

40

50

なお、改竄判定処理の結果と認証結果の組み合わせは各種考えられる。その中で認証成功と判定される可能性があるのは、例えば、改竄判定結果が「非改竄判定」とされ認証処理結果が認証成功とされた場合（ケース１）や、改竄判定結果が「改竄判定」とされ認証処理結果が認証成功とされた場合（ケース２）が考えられる。

【 0 1 9 7 】

ケース１については、問題無くサーバ装置４が提供する各種の機能を利用させることができる。

ケース２については、改竄判定結果が「改竄判定」とされていることから、様々な態様が考えられる。例えば、サーバ装置４が提供する各種の機能のうち、一部の機能を制限した状態で提供してもよい。

【 0 1 9 8 】

また、ケース２については、特定の条件下でのみ全機能を利用できるように構成してもよい。具体的には、ユーザが使用しているユーザ端末２のＭＡＣアドレスを取得し、これまでに使用履歴があるか否かを判定する処理を更に実行する。ユーザ端末２がこれまでに使用されたことのある端末であると判定した場合には、認証成功と判定する。

或いは、ユーザ端末２や他の端末を用いて二次認証を実行してもよい。具体的には、登録したメールアドレスに認証コードを送信し、認証コードを入力させる処理や、秘密の質問に対する回答を入力させる処理を実行してもよい。ユーザがこれらの処理に対する正しい入力操作を実行できた場合には、認証成功と判定し全ての機能の利用を許可してもよい。

【 0 1 9 9 】

サーバ装置４が改竄判定処理だけでなく生体判定処理の結果及び個体判定処理を実行する場合には、これらの判定処理の結果の組み合わせに基づいて、全機能の提供や一部機能の提供や二次認証処理の実行を決定すればよい。

このような構成により、サーバ装置４が提供する機能の不正利用や不適切な利用などを防止することができる。

【 0 2 0 0 】

第４の実施の形態に係る情報処理システム１は、直筆のサインを入力可能なタブレット端末などを備えたサインアップシステムにも適用することができる。具体的には、来社した来客用に設置された操作端末と認証を行うサーバ装置４を備えた情報処理システム１である。

タブレット端末上に表示される具体的なサインアップ画面５４の例を図２６に示す。サインアップ画面５４には、サインを入力するためのサイン入力欄９０とサイン入力欄９０に表示される保証アイコン９１が表示されている。保証アイコン９１は、サーバ装置４が実行する処理内容に応じて表示されるものであり、サーバ装置４が改竄判定処理のみを実行する場合には非保証アイコンＭＫ０か第１保証アイコンＭＫ１の何れかが表示される。

また、サーバ装置４が改竄判定処理だけでなく生体判定処理や個体判定処理を実行する場合には、非保証アイコンＭＫ０、第１保証アイコンＭＫ１、第２保証アイコンＭＫ２、第３保証アイコンＭＫ３のいずれかが表示される。

【 0 2 0 1 】

その場合には、各図で説明したユーザ端末２が実行する処理を来客用に設置された操作端末が実行すればよい。即ち、上述した説明におけるユーザ端末２を操作端末に読み替えればよい。これにより、操作端末は図２１に示すアレイセンサ１０を備えた情報処理装置とされる。また、サーバ装置４は、アレイセンサ１０で撮像した来客の撮像画像データと来客者によって入力された直筆のサインに関する各種の判定処理を実行する。

【 0 2 0 2 】

< ５．変形例 >

上述した各実施の形態においては、受信側の情報処理装置でのみ改竄判定処理や生体判定処理や個体判定処理を実行する例を説明した。

本変形例においては、送信側の情報処理装置においてもそれらの処理を実行するものである。具体的には、送信側の情報処理装置において、生体判定処理を実行する。この場合

10

20

30

40

50

の送信側の情報処理装置としてのユーザ端末 2 が実行する処理例について、図 27 を参照して説明する。

なお、本変形例においてはビデオチャットシステムとしての情報処理システム 1 を例に挙げる。

【0203】

図 9 に示す処理と同様の処理については、同じ符号を付し適宜説明を省略する。

ユーザ端末 2 は、ステップ S 101 で撮像動作を行い、ステップ S 102 でハッシュ値を生成し、ステップ S 103 でハッシュ値の暗号化を行う。なお、本例においては、複数枚の撮像画像データを取得する。

【0204】

次に、ユーザ端末 2 はステップ S 131 において、複数枚の撮像画像データを解析し生体情報を抽出する処理を行う。この処理は、第 3 の実施の形態において受信側のユーザ端末 2B で実行したステップ S 211 (図 18) の処理と同様の処理である。

【0205】

続いて、ユーザ端末 2 はステップ S 132 において、抽出した生体情報に基づいて被写体が生体であるか否かを判定する。この処理は、図 18 のステップ S 212 の処理と同様の処理である。

【0206】

ユーザ端末 2 は、ステップ S 133 において、生体であるか否かの判定結果に基づいた分岐処理を行う。

被写体が生体であると判定した場合、ユーザ端末 2 はステップ S 104 において、通話開始要求をサーバ装置 4 に対して送信する。

【0207】

一方、被写体が生体であると判定できなかった場合 (或いは生体でないと判定した場合)、ユーザ端末 2 は図 27 に示す一連の処理を終了させる。即ち、サーバ装置 4 に対する通話開始要求を行わない。

【0208】

これにより、サーバ装置 4 が通話開始要求を受信するという状況は、ユーザ端末 2 において被写体が生体であることが担保された場合に限られる。従って、サーバ装置 4 で被写体が生体であると判定できなかった場合は、不正者による不正な通話開始要求がなされた可能性が高い。この場合には、通話開始要求を受信しても通話を開始させないことにより、詐欺などの不正行為を未然に防止することが可能となる。

【0209】

なお、ユーザ端末 2 において個体解析処理及び個体判定処理を行い、個人を特定可能な情報が抽出できた場合に限りステップ S 104 の通話開始要求を送信するように構成してもよい。

これにより、不正な通話開始要求の防止を更に図ることができる。

【0210】

上述した例では、保証アイコン 62 によってユーザに通知する例を説明したが、それ以外の方法であってもよい。例えば、音声による通知を行ってもよい。更に、保証アイコン 62 による通知と音声による通知の双方を同時に或いは時分割で実行してもよい。

例えば、ビデオチャットシステムとしての情報処理システム 1 であれば、保証状態に応じて着信音を変えることが考えられる。

また、保証状態に応じて着信画面 50 の背景色を変えるなど、画面の態様やデザインを変更するように構成してもよい。

【0211】

なお、上述したユーザ端末 2 は少なくとも一方が店舗端末であってもよい。例えば、店舗端末でユーザ (顧客或いは店舗にいるオペレータ) が実際に端末の前で操作していることを保証するために、店舗端末で撮像動作とハッシュ値の生成とハッシュ値の暗号化を行い、サーバ装置で復号化処理とハッシュ値算出処理とハッシュ値比較処理と改竄判定処理

10

20

30

40

50

を実行することにより、ハッキングが行われていないことを検出してもよい。また、この場合には、サーバ装置が更に生体解析処理と生体判定処理を実行することにより、機械による自動的な不正行為が行われていないことを保証してもよい。更に、サーバ装置が個体解析処理と個体判定処理を実行し、取得したオペレータの個体特徴量と事前に保存しておいた該オペレータについてのデータとを比較することにより、確かに登録されているオペレータによる操作であることを保証してもよい。これにより、不正行為を行い難くすることができ、セキュリティの向上を図ることができる。

【0212】

<6.まとめ>

上述した各実施の形態や変形例で説明したように、情報処理システム1は、可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイ21と、画素アレイにおける光電変換に基づいて得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部22と、ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部23と、を有するアレイセンサ10と、撮像画像データと暗号化されたハッシュ値を取得する取得部31と、取得した暗号化されたハッシュ値の復号化を行う復号化処理部32と、取得した撮像画像データからハッシュ値を算出するハッシュ値算出部33と、復号化されたハッシュ値と算出されたハッシュ値を比較するハッシュ値比較部34と、ハッシュ値の比較結果に基づいて取得した撮像画像データの改竄の有無を判定する改竄判定部35と、を備えている。

即ち、アレイセンサ10内でハッシュ値の生成と暗号化処理が実行される。

これにより、撮像されてからハッシュ値の生成に供されるまでの間に撮像画像データが改竄されてしまう可能性を著しく低減させることができ、改竄の困難性を向上させることができる。また、改竄の検出性能の向上を図ることができる。

【0213】

第1及び第3の実施の形態で説明したように、取得した撮像画像データに基づいて被写体の生体情報を抽出するための解析を行う生体解析処理部36と、生体解析処理部36の解析結果に基づいて被写体が生体であるか否かを判定する生体判定部37と、を備えていてもよい。

これにより、被写体が生きている生体であるか否かを判定することができる。

従って、例えば、生きている人間が端末の前にいる状況で通話開始要求や認証処理要求が送信されたか否かを判定することができ、ユーザによる正規のログイン操作と機械による不正ログイン処理等を見分けることができ、詐欺行為等を未然に防ぐことが可能となる。

即ち、例えば3Dプリンターで製作された顔の模型をカメラの前に置くことにより本人による手続きであると誤認させることが困難とされる。

また、例えば、お問い合わせ用のチャット機能が設けられたウェブサイト等において、該チャット機能が利用された際に、実際にオペレータが対応している場合には、人間が対応していることを保証する保証マークを問い合わせユーザの利用しているユーザ端末上に表示させることで、機械的な対応でないことを訴求することができユーザの信用度を高めることができる。この場合には、オペレータが利用しているユーザ端末はハッシュ値生成処理とハッシュ値の暗号化処理を行う第3の実施の形態におけるユーザ端末2Aとされ、問い合わせユーザが利用するユーザ端末は復号化処理とハッシュ値算出処理とハッシュ値比較処理と改竄判定処理と生体解析処理と生体判定処理を行う第3の実施の形態におけるユーザ端末2Bとされる。

【0214】

第1及び第3の実施の形態で説明したように、取得した撮像画像データに含まれる被写体の個体特徴量を解析するための個体解析処理部38と、個体解析処理部38の解析結果に基づいて被写体についての個体認識可否を判定する個体判定部39と、を備えていてもよい。

これにより、被写体を個人特定するための情報を得ることができる。

従って、例えば、特定のユーザに対して機能を提供することや、特定のユーザであるこ

10

20

30

40

50

とを通信相手に通知することなどが可能となり、改竄やなりすまし等を防止することができ、詐欺行為等を未然に防ぐことが可能となる。

また、例えば、営業活動を行うユーザが本技術のハッシュ値生成処理と暗号化処理を実行可能なアレイセンサ 10 を有する撮像装置を利用して他のユーザに対する通話要求を行うことにより、他のユーザの警戒感を薄れさせ自身への信用度を高めることができる。これにより、営業活動をし易くすることができる。

【0215】

第 1 の実施の形態などで説明したように、改竄判定部 35 の判定結果を通知するための出力制御を行う出力制御部 40 を備えていてもよい。

これにより、改竄判定結果をユーザが認識することができる。

従って、判定結果に応じた操作をユーザが選択することができる。例えば、ビデオチャットシステムであれば、相手からの着信に応えるか否かについて改竄判定の結果に基づいた選択を行うことができる。

【0216】

第 3 の実施の形態などで説明したように、生体判定部 37 の判定結果を通知するための出力制御を行う出力制御部 40 を備えていてもよい。

これにより、生体判定結果をユーザに通知することができる。

従って、生体判定の結果に応じた操作をユーザが選択することができる。例えば、機械による自動的な通話要求を判別することができるようになり、そのような通話要求を拒否することが可能となる。

【0217】

第 3 の実施の形態で説明したように、個体判定部 39 の判定結果を通知するための出力制御を行う出力制御部 40 を備えていてもよい。

これにより、個体判定の結果をユーザに通知することができる。

従って、個体判定の結果に応じた操作をユーザが選択することができる。例えば、個人認証されていない不審なユーザからの通話要求を拒絶することなどが可能となる。

【0218】

各実施の形態で説明したように、撮像装置（ユーザ端末 2A）と情報処理装置（ユーザ端末 2B）とを含んで構成され、撮像装置は、アレイセンサ 10 を有し、情報処理装置は、取得部 31 と、復号化処理部 32 と、ハッシュ値算出部 33 と、ハッシュ値比較部 34 と、改竄判定部 35 と、出力制御部 40 と、を有していてもよい。

例えば、撮像装置と情報処理装置から成る監視カメラシステムなどに適用可能である。

具体的には、監視カメラで撮像された撮像画像データが確かに監視カメラで撮像されたデータであり、且つ、改竄されていないことを情報処理装置とされたサーバ装置で確認することができる。

また、二者間の通話を行う場合において、一方のユーザが使用するユーザ端末 2（2A）を撮像装置として捉え、他方のユーザが使用するユーザ端末 2（2B）を情報処理装置として捉えることもできる。

【0219】

各実施の形態で説明したように、出力制御部 40 は、取得した撮像画像データを表示出力する制御と、取得した撮像画像データについての改竄判定部 35 の判定結果を表示出力する制御と、を実行してもよい。

このような情報処理システムとしては、例えば、受信した撮像画像を表示しつつその画像についての改竄の有無を表示するユーザインタフェース制御を行うものが考えられる。

例えば、ビデオチャットシステムや防犯カメラの管理システムなどが考えられる。また、オークションシステムについても、ユーザが利用するアプリケーション（オークションアプリ）において出品された商品の画像を表示する際に、サーバ装置にアップロードされた撮像画像データ（商品画像のデータ）や暗号化されたハッシュ値を取得し、非改竄性の判定処理を行い、判定結果を画像と共に表示することが考えられる。これにより、商品に付いている傷などを画像加工アプリケーションなどで消去した改竄画像でないことをユー

10

20

30

40

50

ザは確認することができ、利便性の向上を図ることができる。また、商品を不当に高品質に見せかけるなどの詐欺行為を見分けることも可能となる。

具体的に、オークションシステムにおけるオークションサイトや宿泊検索システムにおける検索サイトにおいては、撮像された出品物（図 2 8 参照）や部屋の画像（図 2 9 参照）が掲載される。そして、これらの撮像画像の上部には、改竄が行われていないことを示す実写保証アイコンが重畳されている。このような実写保証アイコンが重畳されることにより、画像加工アプリケーションなどで被写体（出品物や部屋）の見栄えを改善した改竄画像でないことをユーザが確認することができる。

このような被写体は、上述したような生体情報を抽出可能な被写体ではなく、生体情報を抽出できない無機物の被写体などである。即ち、本技術は、生体情報を抽出可能な人物などの被写体だけでなく、無機物などの被写体に対しても適用することができる。

【 0 2 2 0 】

第 3 の実施の形態における適用例で説明したように、出力制御部 4 0 は、取得した撮像画像データについての表示出力を行わずに改竄判定部 3 5 の判定結果を表示出力する制御を行ってもよい。

このような情報処理システムとしては、例えば、撮像画像が表示されないようなテキストチャットシステムなどが考えられる。

画像表示を行わない場合であっても、通信相手が信用に足る人物であるのか否かなどの判断指標を提示することができる。従って、詐欺行為等を未然に防ぐことが可能となる。

【 0 2 2 1 】

第 3 の実施の形態における適用例で説明したように、出力制御部 4 0 は、チャット画面を提示する制御と、チャット参加者が使用する撮像装置（ユーザ端末 2 A）から受信した参加者の撮像画像データについての改竄判定部 3 5 の判定結果をチャット画面においてチャット参加者ごとに表示出力する制御と、を行ってもよい。

撮像画像が表示されないようなテキストチャットシステムなどにおいては、どのような人物がチャットを利用しているかを知ることは困難である。本構成によれば、参加者ごとに信用できるか否かの指標が表示される。

従って、ユーザは適切なコミュニケーションを図ることが可能となる。

【 0 2 2 2 】

第 4 の実施の形態で説明したように、撮像装置（ユーザ端末 2）と情報処理装置（サーバ装置 4）とを含んで構成され、撮像装置は、アレイセンサ 1 0 と、出力制御部 4 0 と、を有し、情報処理装置は、認証処理を行う認証処理部 4 2 と、取得部 3 1 と、復号化処理部 3 2 と、ハッシュ値算出部 3 3 と、ハッシュ値比較部 3 4 と、改竄判定部 3 5 と、を有していてもよい。

このような情報処理システムとしては、例えば、撮像画像データを送信した側の情報処理装置（撮像装置）において認証結果等を通知するものが考えられる。

具体的には、撮像装置とされた認証対象端末（スマートフォンなど）と認証処理を行うサーバ装置などによって構成された認証システムがある。

これにより、サーバ装置において不正な認証要求を見分けることができ、不正な認証要求に対して認証をしてしまうことが防止される。

【 0 2 2 3 】

第 4 の実施の形態で説明したように、出力制御部 4 0 は、情報処理装置（サーバ装置 4）から取得した改竄判定部 3 5 の判定結果を表示出力する制御を行い、認証処理部 4 2 は、改竄判定部 3 5 の判定結果に基づいて認証処理を行ってもよい。

即ち、撮像画像データを送信した装置（撮像装置：ユーザ端末 2）において、送信した撮像画像データが改竄されずに受信側装置であるサーバ装置 4（情報処理装置）まで届いたか否かをユーザが認識することができる。

これにより、今まさにハッキングを受けている状態であるか否かをユーザが認識できる。

また、サーバ装置 4 において不正な認証要求（ログイン要求など）を更に見分けやすくすることができ、認証の厳格化を図ることができる。

10

20

30

40

50

【 0 2 2 4 】

第 4 の実施の形態で説明したように、情報処理装置（サーバ装置 4）は、取得した撮像画像データに基づいて被写体の生体情報を抽出するための解析を行う生体解析処理部 36 と、生体解析処理部 36 の解析結果に基づいて被写体が生体であるか否かを判定する生体判定部 37 と、を備え、出力制御部 40 は、生体判定部 37 の判定結果を表示出力する制御を行い、認証処理部 42 は、生体判定部 37 の判定結果に基づいて認証処理を行ってもよい。

即ち、改竄判定処理だけでなく、受信した撮像画像データから生体情報の抽出を行い、その抽出結果に基づいて被写体が生体であるか否かの判定処理を行う。

これにより、認証の厳格化が図られ、セキュリティの向上を図ることができる。

10

【 0 2 2 5 】

第 1 及び第 3 の実施の形態で説明したように、取得した撮像画像データに含まれる被写体の個体特徴量を解析するための個体解析処理部 38 と、個体解析処理部 38 の解析結果に基づいて被写体についての個体認識可否を判定する個体判定部 39 と、改竄の有無についての判定結果と生体であるか否かについての判定結果と個体認識可否についての判定結果に基づいて、取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保されていない非担保状態 S T 0 と、取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保された状態である第 1 担保状態 S T 1 と、取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保され且つ被写体が生体であるとされた状態である第 2 担保状態 S T 2 と、取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保され被写体が生体であるとされ且つ個体認識が可とされた状態である第 3 担保状態 S T 3 と、を判定する状態判定部 41 と、を備えていてもよい。

20

これにより、セキュリティの保証度合いに応じた処理を行うことが可能とされる。

例えば、保証度合いに応じた画像出力を行ってもよいし、保証度合いに応じて機能を制限して利用させることも可能となる。例えば、認証処理を行うサーバ装置においては、第 3 担保状態 S T 3 において全機能の利用を許可する処理を行い、第 2 担保状態 S T 2 においては一部機能を制限した利用を許可する処理を行うことなどが可能となる。

【 0 2 2 6 】

第 1 及び第 3 の実施の形態で説明したように、非担保状態 S T 0、第 1 担保状態 S T 1、第 2 担保状態 S T 2 及び第 3 担保状態 S T 3 に応じた表示出力を行う出力制御部 40 を備えていてもよい。

30

これにより、ユーザは保証度合いを確認することが可能となる。

例えば、チャットシステムや通話システムなどのようにユーザ間のやりとりが行われるシステムにおいては、保証度合いに応じた操作をユーザが選択することが可能となる。

また、サーバ装置 4 において表示出力がなされる場合には、管理者等が表示出力に応じた措置を施すことが可能となる。

【 0 2 2 7 】

第 3 の実施の形態で説明したように、生体判定部 37 は、前記解析の結果得られた前記被写体の生体信号の変化の有無を判定することにより生体であるか否かを判定してもよい。

例えば、複数枚の撮像画像データの解析を行うことにより、生体信号の変化を抽出する。

生体信号の例としては、例えば、眼振の有無、リップシンク、瞳孔反応、スペクトラム分析による心拍検知などである。このような定量的な解析を行うことにより、例えば、人による操作が行われたか否かを判定することができ、詐欺行為や機械による不正アクセス等の防止を図ることができる。

40

【 0 2 2 8 】

実施の形態のプログラムは、図 9，図 10，図 14 から図 18，図 24 から図 27 の各図に示す処理を、例えば、CPU、DSP 等、或いはこれらを含むデバイスに実行させるプログラムである。

即ち、実施の形態のプログラムは、可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイと、光電変換して得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部と、ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化

50

処理部と、を有するアレイセンサから、撮像画像データと暗号化されたハッシュ値を取得する処理を制御部 12 に実行させる。

また、取得した暗号化されたハッシュ値の復号化を行う処理を制御部 12 に実行させる。更に、取得した撮像画像データからハッシュ値を算出する処理を制御部 12 に実行させる。

更にまた、復号化されたハッシュ値と算出されたハッシュ値を比較する処理を制御部 12 に実行させる。

加えて、ハッシュ値の比較結果に基づいて取得した撮像画像データの改竄の有無を判定する処理を制御部 12 に実行させる。

このようなプログラムにより、上述した情報処理システム 1 を実現できる。

10

【0229】

このような情報処理システム 1 を実現するプログラムはコンピュータ装置等の機器に内蔵されている記録媒体としての HDD や、CPU を有するマイクロコンピュータ内の ROM 等に予め記録しておくことができる。

或いはまた、フレキシブルディスク、CD-ROM (Compact Disc Read Only Memory)、MO (Magneto Optical) ディスク、DVD (Digital Versatile Disc)、ブルーレイディスク (Blu-ray Disc (登録商標))、磁気ディスク、半導体メモリ、メモリカードなどのリムーバブル記録媒体に、一時的あるいは永続的に格納 (記録) しておくことができる。このようなリムーバブル記録媒体は、いわゆるパッケージソフトウェアとして提供することができる。

20

また、このようなプログラムは、リムーバブル記録媒体からパーソナルコンピュータ等にインストールする他、ダウンロードサイトから、LAN (Local Area Network)、インターネットなどのネットワークを介してダウンロードすることもできる。

【0230】

またこのようなプログラムによれば、実施の形態の情報処理システム 1 (或いはそのうちのユーザ端末 2) の広範な提供に適している。例えばスマートフォンやタブレット等の携帯端末装置、携帯電話機、パーソナルコンピュータ、ゲーム機器、ビデオ機器、PDA (Personal Digital Assistant) 等のカメラ機能を備えた機器にプログラムをダウンロードすることで、当該スマートフォン等を、本開示の情報処理システム 1 (或いはユーザ端末 2) として機能させることができる。

30

【0231】

また、このようなプログラムにより、例えばスマートフォンやタブレット等の携帯端末装置、携帯電話機、パーソナルコンピュータ、ゲーム機器、ビデオ機器、PDA 等のカメラ機能を備えた機器におけるユーザインタフェース制御を行うことができる。

【0232】

なお、本明細書に記載された効果はあくまでも例示であって限定されるものではなく、また他の効果があってもよい。

【0233】

< 7. 本技術 >

(1)

40

可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイと、光電変換して得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部と、前記ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部と、を有するアレイセンサと、

前記撮像画像データと暗号化された前記ハッシュ値を取得する取得部と、
前記取得した暗号化されたハッシュ値の復号化を行う復号化処理部と、
前記取得した撮像画像データからハッシュ値を算出するハッシュ値算出部と、
前記復号化されたハッシュ値と前記算出されたハッシュ値を比較するハッシュ値比較部と、

前記ハッシュ値の比較結果に基づいて前記取得した撮像画像データの改竄の有無を判定

50

する改竄判定部と、を備えた
情報処理システム。

(2)

前記取得した撮像画像データに基づいて被写体の生体情報を抽出するための解析を行う
生体解析処理部と、

前記生体解析処理部の解析結果に基づいて前記被写体が生体であるか否かを判定する生
体判定部と、を備えた

上記(1)に記載の情報処理システム。

(3)

前記取得した撮像画像データに含まれる被写体の個体特徴量を解析するための個体解析
処理部と、

前記個体解析処理部の解析結果に基づいて前記被写体についての個体認識可否を判定す
る個体判定部と、を備えた

上記(1)から上記(2)の何れかに記載の情報処理システム。

(4)

前記改竄判定部の判定結果を通知するための出力制御を行う出力制御部を備えた

上記(1)から上記(3)の何れかに記載の情報処理システム。

(5)

前記生体判定部の判定結果を通知するための出力制御を行う出力制御部を備えた

上記(2)に記載の情報処理システム。

(6)

前記個体判定部の判定結果を通知するための出力制御を行う出力制御部を備えた

上記(3)に記載の情報処理システム。

(7)

撮像装置と情報処理装置とを含んで構成され、

前記撮像装置は、前記アレイセンサを有し、

前記情報処理装置は、前記取得部と、前記復号化処理部と、前記ハッシュ値算出部と、
前記ハッシュ値比較部と、前記改竄判定部と、前記出力制御部と、を有する

上記(4)に記載の情報処理システム。

(8)

前記出力制御部は、前記取得した撮像画像データを表示出力する制御と、前記取得した
撮像画像データについての前記改竄判定部の判定結果を表示出力する制御と、を実行する
上記(7)に記載の情報処理システム。

(9)

前記出力制御部は、前記取得した撮像画像データについての前記改竄判定部の判定結果
を表示出力する制御を行う

上記(7)に記載の情報処理システム。

(10)

前記出力制御部は、

チャット画面を提示する制御と、

チャット参加者が使用する前記撮像装置から受信した参加者の撮像画像データについて
の前記改竄判定部の判定結果を前記チャット画面においてチャット参加者ごとに表示出力
する制御と、を行う

上記(9)に記載の情報処理システム。

(11)

撮像装置と情報処理装置とを含んで構成され、

前記撮像装置は、前記アレイセンサと、前記出力制御部と、を有し、

前記情報処理装置は、認証処理を行う認証処理部と、前記取得部と、前記復号化処理部
と、前記ハッシュ値算出部と、前記ハッシュ値比較部と、前記改竄判定部と、を有する

上記(4)に記載の情報処理システム。

10

20

30

40

50

(1 2)

前記出力制御部は、前記情報処理装置から取得した前記改竄判定部の判定結果を表示出力する制御を行い、

前記認証処理部は、前記改竄判定部の判定結果に基づいて前記認証処理を行う
上記(1 1)に記載の情報処理システム。

(1 3)

前記情報処理装置は、

前記取得した撮像画像データに基づいて被写体の生体情報を抽出するための解析を行う
生体解析処理部と、

前記生体解析処理部の解析結果に基づいて前記被写体が生体であるか否かを判定する生
体判定部と、を備え、

前記出力制御部は、前記生体判定部の判定結果を表示出力する制御を行い、

前記認証処理部は、前記生体判定部の判定結果に基づいて前記認証処理を行う
上記(1 2)に記載の情報処理システム。

(1 4)

前記取得した撮像画像データに含まれる被写体の個体特徴量を解析するための個体解析
処理部と、

前記個体解析処理部の解析結果に基づいて前記被写体についての個体認識可否を判定す
る個体判定部と、

前記改竄の有無についての判定結果と前記生体であるか否かについての判定結果と前記
個体認識可否についての判定結果に基づいて、前記取得した撮像画像データが改竄されて
いないことが担保されていない非担保状態と、前記取得した撮像画像データが改竄されて
いないことが担保された状態である第1担保状態と、前記取得した撮像画像データが改竄
されていないことが担保され且つ前記被写体が生体であるとされた状態である第2担保状
態と、前記取得した撮像画像データが改竄されていないことが担保され前記被写体が生体
であるとされ且つ前記個体認識が可とされた状態である第3担保状態と、を判定する状態
判定部と、を備えた

上記(2)に記載の情報処理システム。

(1 5)

前記非担保状態、前記第1担保状態、前記第2担保状態及び前記第3担保状態に応じた
表示出力を行う出力制御部を備えた

上記(1 4)に記載の情報処理システム。

(1 6)

前記生体判定部は、解析の結果得られた生体信号の変化の有無を判定することにより生
体であるか否かを判定する

上記(2)に記載の情報処理システム。

(1 7)

前記撮像画像データにおける被写体は生体情報を抽出不可能な被写体とされた

上記(1)に記載の情報処理システム。

(1 8)

可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素
アレイと、光電変換して得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部
と、前記ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部と、を有するアレイセン
サから、前記撮像画像データと暗号化された前記ハッシュ値を取得する処理と、

前記取得した暗号化されたハッシュ値の復号化を行う処理と、

前記取得した撮像画像データからハッシュ値を算出する処理と、

前記復号化されたハッシュ値と前記算出されたハッシュ値を比較する処理と、

前記ハッシュ値の比較結果に基づいて前記取得した撮像画像データの改竄の有無を判定
する処理と、を

情報処理装置が実行する情報処理方法。

10

20

30

40

50

(1 9)

可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイと、光電変換して得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部と、前記ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部と、を有するアレイセンサから、前記撮像画像データと暗号化された前記ハッシュ値を取得する処理と、

前記取得した暗号化されたハッシュ値の復号化を行う処理と、

前記取得した撮像画像データからハッシュ値を算出する処理と、

前記復号化されたハッシュ値と前記算出されたハッシュ値を比較する処理と、

前記ハッシュ値の比較結果に基づいて前記取得した撮像画像データの改竄の有無を判定する処理と、を

情報処理装置に実行させるプログラム。

10

(2 0)

可視光又は非可視光の受光素子を有する画素が一次元又は二次元に複数配列された画素アレイと光電変換して得た撮像画像データからハッシュ値を生成するハッシュ値生成部と前記ハッシュ値に対する暗号化処理を実行する暗号化処理部とを有するアレイセンサから取得した暗号化された前記ハッシュ値を復号化して得られるハッシュ値と、前記アレイセンサから取得した撮像画像データから算出したハッシュ値と、の比較結果に基づいて行われる前記撮像画像データの改竄の有無についての判定処理の結果を通知する

ユーザインタフェース。

【符号の説明】

20

【 0 2 3 4 】

1 , 1 A 情報処理システム

2 , 2 A , 2 B ユーザ端末

4 サーバ装置

1 0 アレイセンサ

1 2 制御部

2 1 画素アレイ

2 2 ハッシュ値生成部

2 3 暗号化処理部

2 4 画像暗号化処理部

30

3 1 取得部

3 2 復号化処理部

3 3 ハッシュ値算出部

3 4 ハッシュ値比較部

3 5 改竄判定部

3 6 生体解析処理部

3 7 生体判定部

3 8 個体解析処理部

3 9 個体判定部

4 0 出力制御部

40

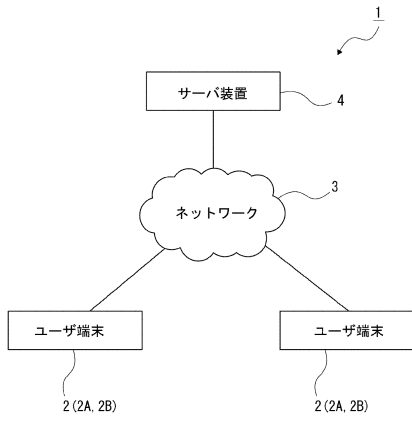
4 1 状態判定部

4 2 認証処理部

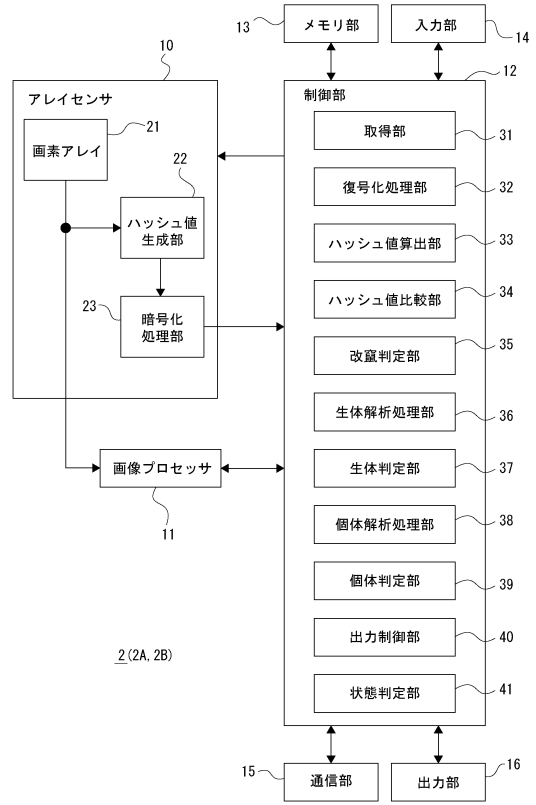
50

【図面】

【図 1】



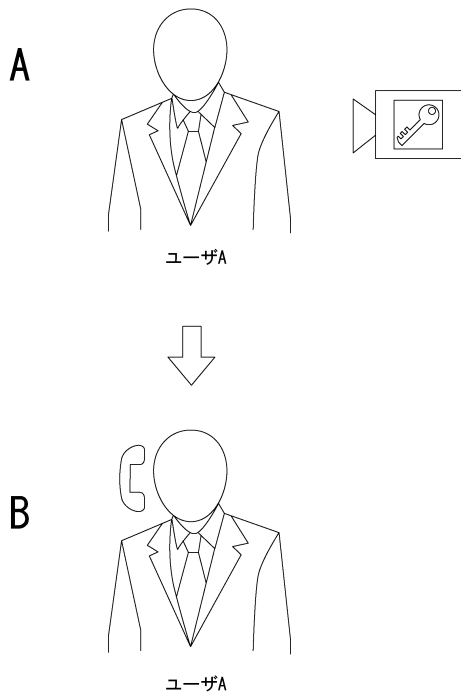
【図 2】



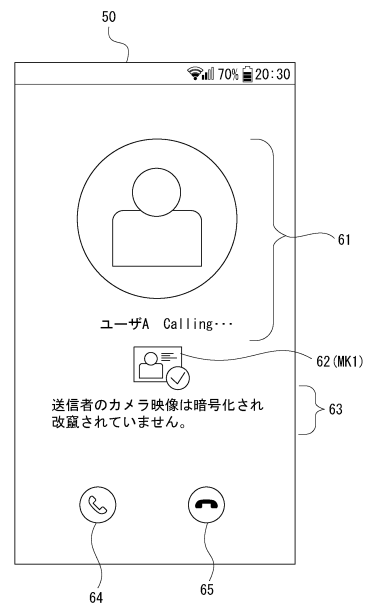
10

20

【図 3】



【図 4】

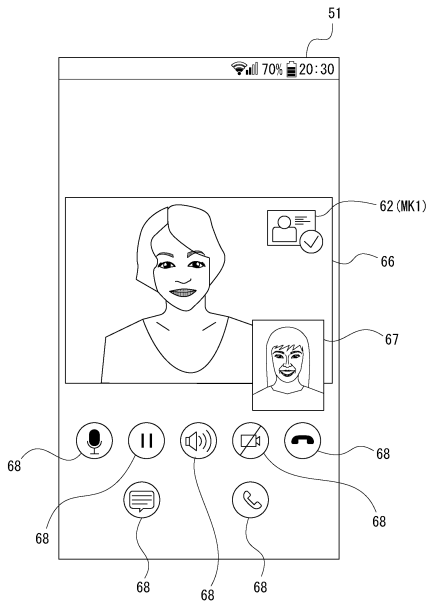


30

40

50

【 図 5 】



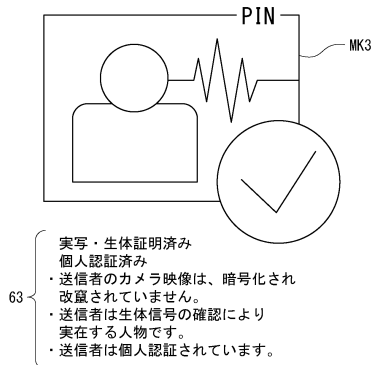
【 図 6 】



10

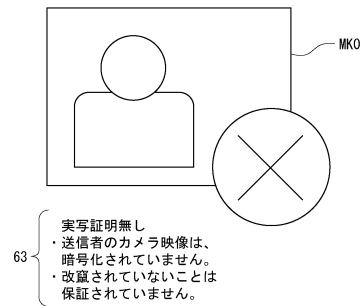
20

【 図 7 】



30

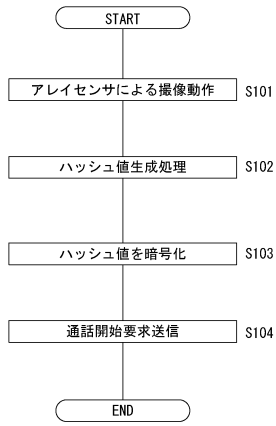
【 図 8 】



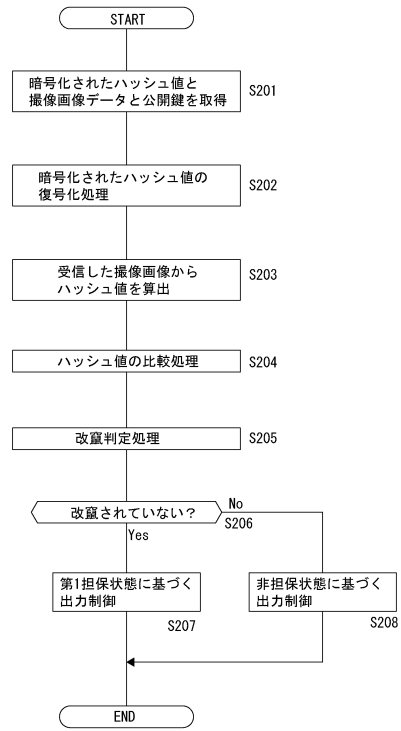
40

50

【図 9】



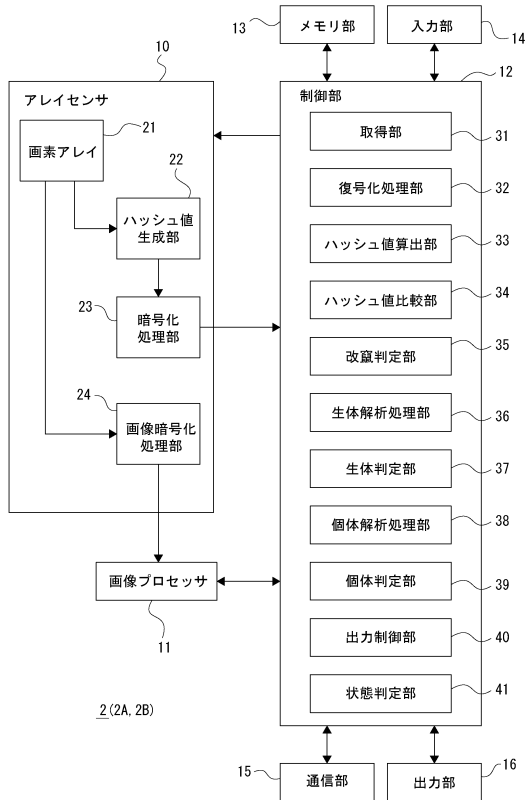
【図 10】



10

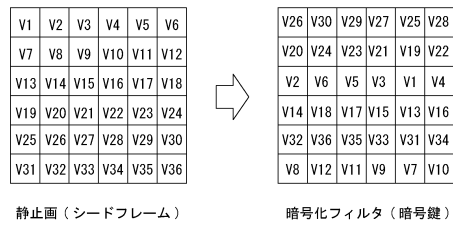
20

【図 11】



2 (2A, 2B)

【図 12】



静止画 (シードフレーム)

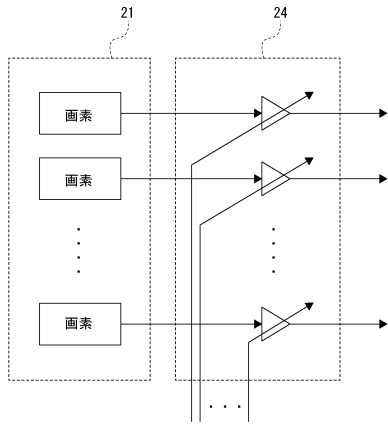
暗号化フィルタ (暗号鍵)

30

40

50

【 図 1 3 】



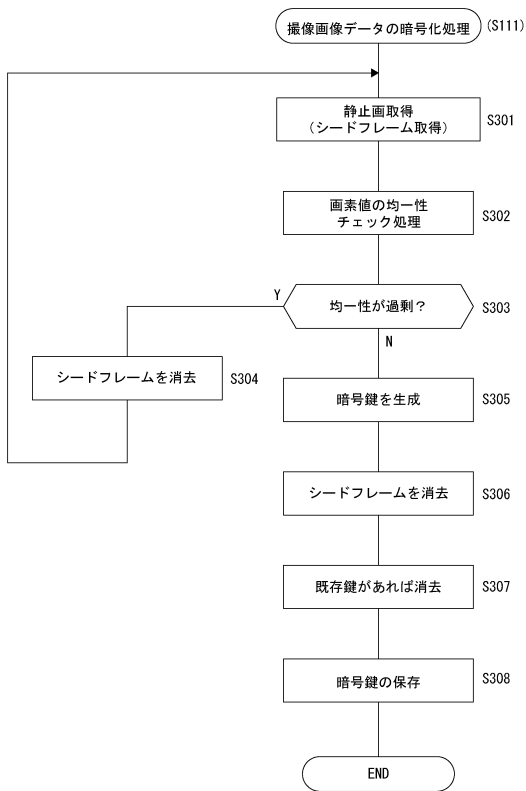
【 図 1 4 】



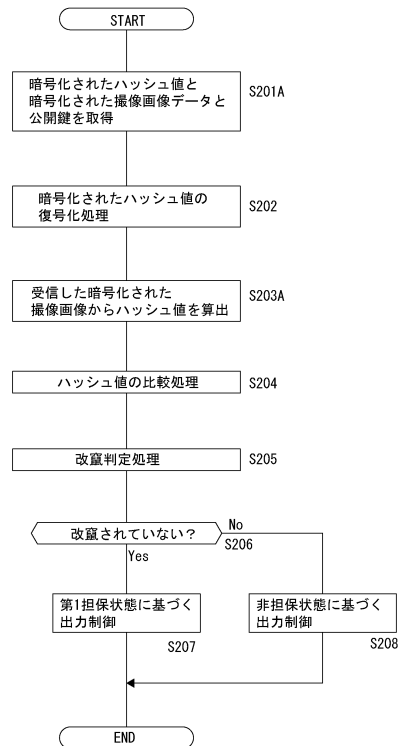
10

20

【 図 1 5 】



【 図 1 6 】

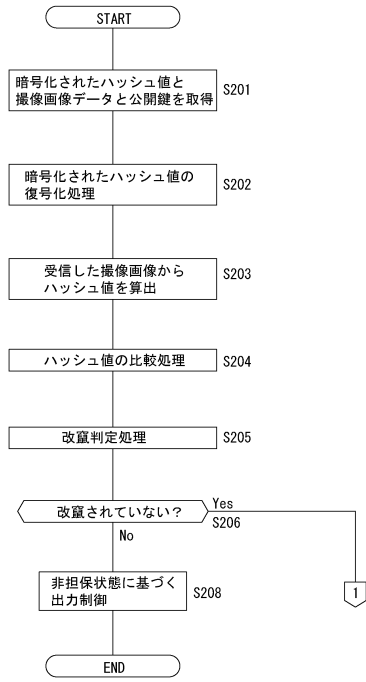


30

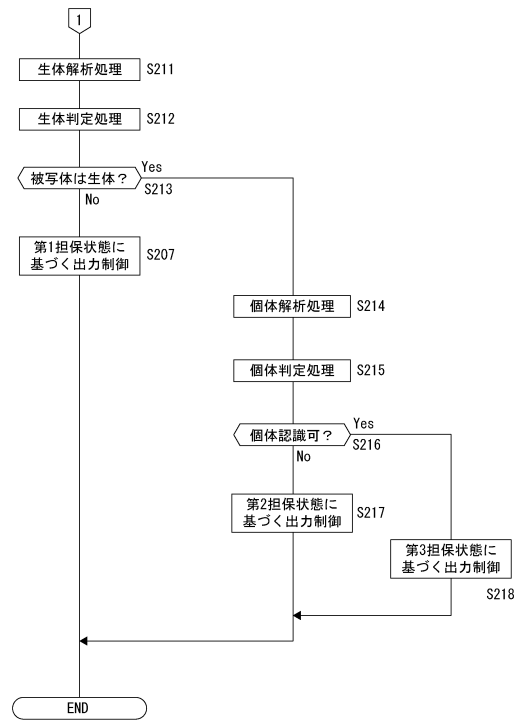
40

50

【図 17】



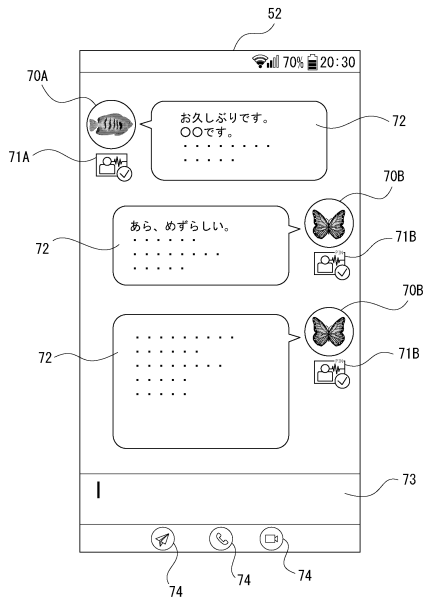
【図 18】



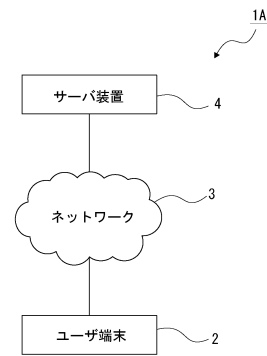
10

20

【図 19】



【図 20】

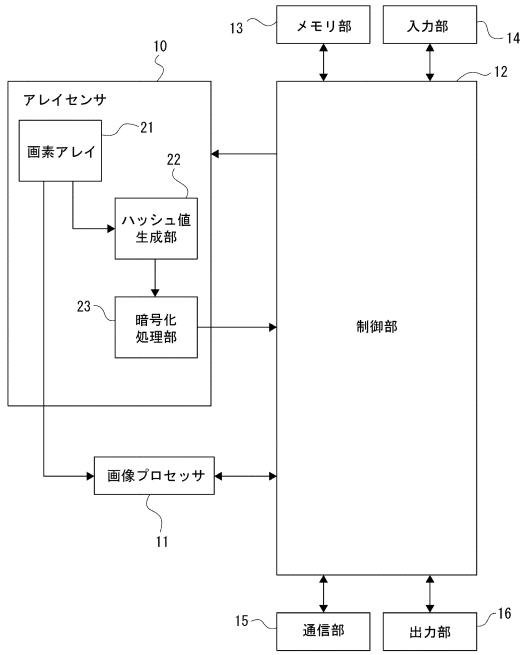


30

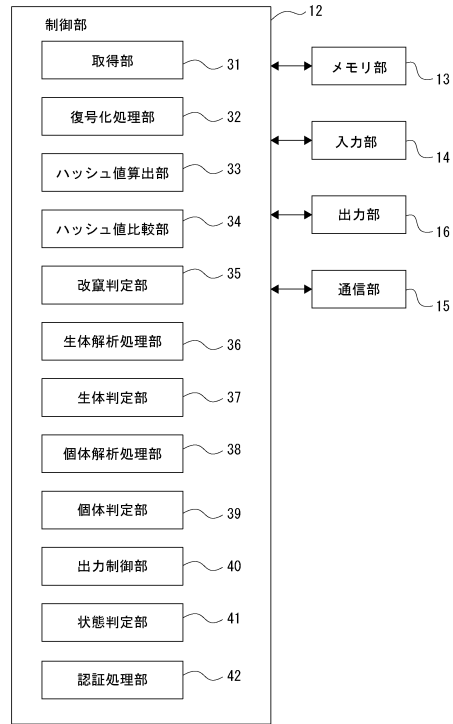
40

50

【図 2 1】



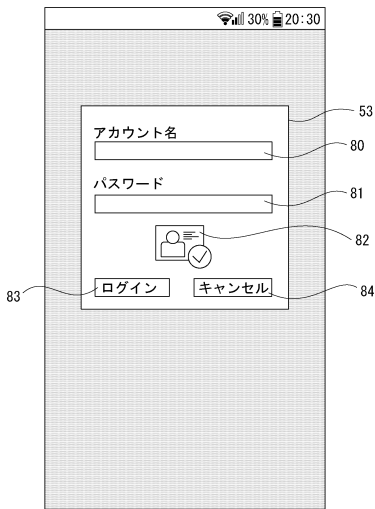
【図 2 2】



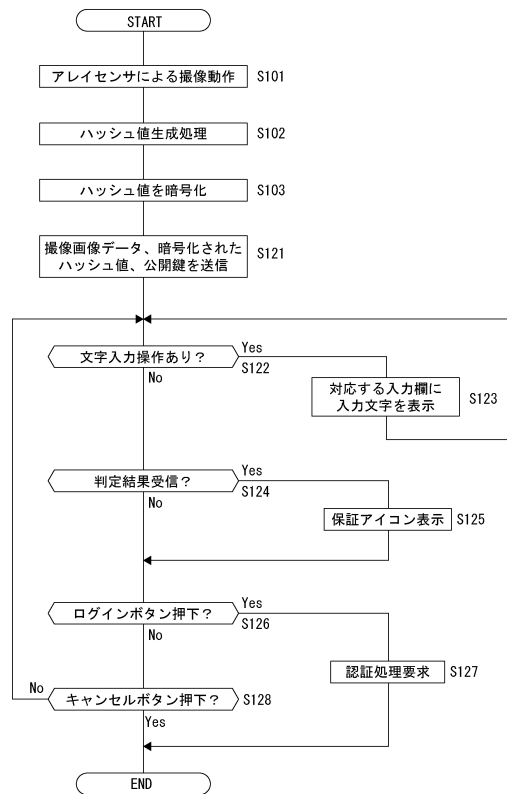
10

20

【図 2 3】



【図 2 4】

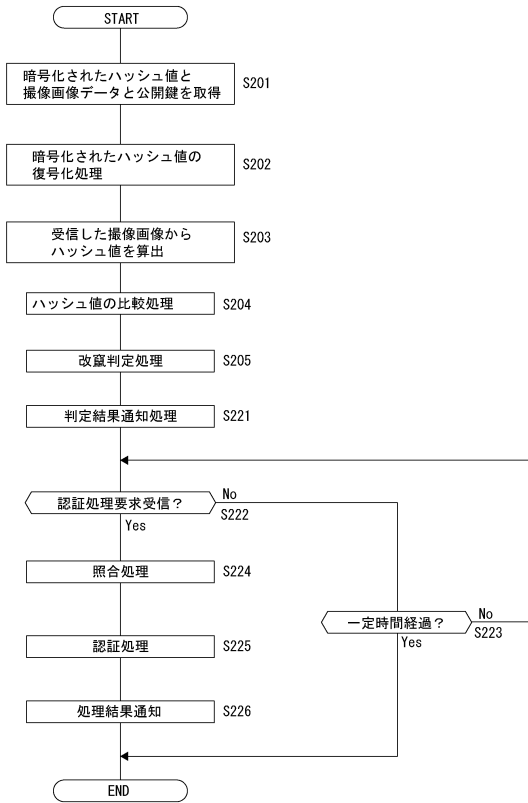


30

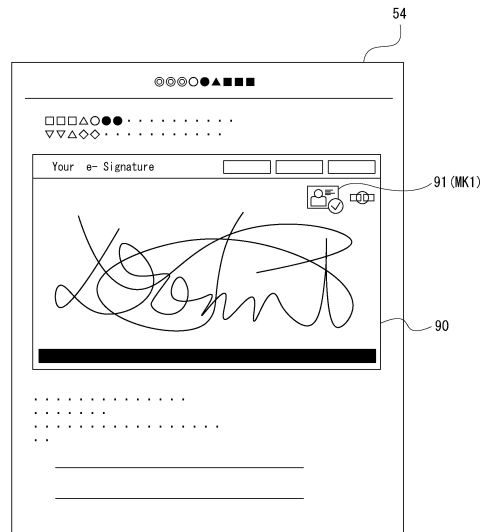
40

50

【図 2 5】



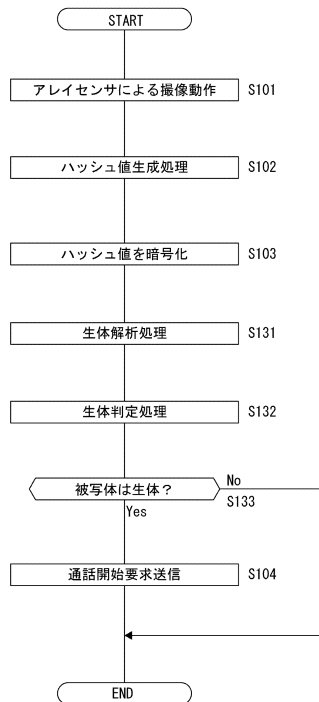
【図 2 6】



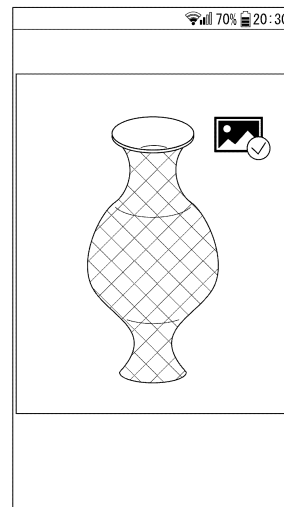
10

20

【図 2 7】



【図 2 8】

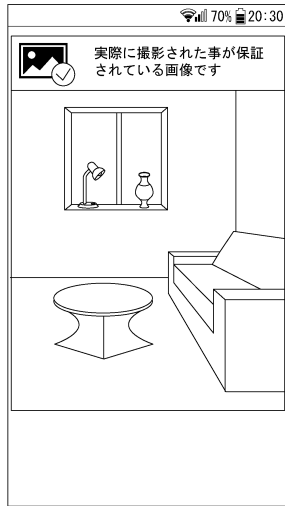


30

40

50

【 図 29 】



10

20

30

40

50

フロントページの続き

審査官 金沢 史明

- (56)参考文献 特開 2017 - 084431 (JP, A)
特表 2015 - 524119 (JP, A)
米国特許出願公開第 2018 / 0048474 (US, A1)
特開 2017 - 184198 (JP, A)
特開 2015 - 082195 (JP, A)
国際公開第 2019 / 151368 (WO, A1)
米国特許出願公開第 2011 / 0267422 (US, A1)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
H04L 9 / 32
G06F 21 / 32
G06F 21 / 64
G06T 7 / 00